

令和5年12月14日開会

令和5年12月15日閉会

令和5年

第4回定例会会議録

小豆島町議会

令和5年第4回 小豆島町議会定例会会議録

小豆島町告示第95号

令和5年第4回小豆島町議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年12月6日

小豆島町長 大江 正彦

記

- 期 日 令和5年12月14日（木）
- 場 所 小豆島町議会議場

開 会 令和5年12月14日（木曜日）午前9時28分

閉 会 令和5年12月15日（金曜日）午後1時 5分

出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席○欠席×

議席 番号	氏 名	12月14日	12月15日
1	大 下 淳	○	○
2	高 尾 豊 弘	○	○
3	河 井 修	○	○
4	川 井 茂	○	○
5	羽 田 満	○	○
6	塩 田 洋 介	○	○
7	高 橋 淳	○	○
8	中 川 光 秋	○	○
9	三 木 卓	○	○
10	中 松 和 彦	○	○
11	藤 本 傳 夫	○	○
12	安 井 信 之	○	○
13	鍋 谷 真 由 美	○	○
14	谷 康 男	○	○

地方自治法第121条の規定による出席者

名 職	氏 名	第1日	第2日
町 長	大 江 正 彦	○	○
副 町 長	谷 本 静 香	○	○
教 育 長	坂 東 民 哉	○	○
参 事 兼 総 務 課 長	山 口 総一郎	○	○
企 画 財 政 課 長	川宿田 光 憲	○	○
税 務 課 長	鎌 田 省 吾	○	○
住 民 生 活 課 長	小 野 努	○	○
健康づくり福祉課長	中 島 有 紀	○	○
高 齢 者 福 祉 課 長	古 郷 信 子	○	○
商 工 観 光 課 長	相 原 隆 幸	○	○
農 林 水 産 課 長	中 川 啓	○	○
オ リ ー プ 課 長	平 野 明 子	○	○
建 設 課 長	三 木 宜 紀	○	○
住 ま い 政 策 課 長	真 砂 智 規	○	○
会 計 管 理 者	入 倉 哲 也	○	○
介 護 保 険 施 設 事 務 長	長 町 耕 作	○	○
こ ど も 教 育 課 長	古 郷 勉	○	○
生 涯 学 習 課 長	森 稔	○	○
総 務 課 課 長 補 佐	森 口 和 裕	○	○

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 森 貞 二
書 記 中 川 有 里

議事日程

別 紙 の と お り

令和5年第4回小豆島町議会定例会追加議事日程（第1号）

令和5年12月14日（木）午前9時30分開議

- 第1 議長の辞職の許可について
- 第2 選挙第1号 議長選挙について
- 第3 議席の一部変更について
- 第4 議会運営委員会委員の辞任の許可について
- 第5 決定第1号 議会運営委員会委員の選任について

令和5年第4回小豆島町議会定例会議事日程（第1号）

令和5年12月14日（木）午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 一般質問 8名
- 第4 報告第10号 専決処分の報告について
（損害賠償の額を定め、和解することについて） （町長提出）
- 第5 報告第11号 専決処分の報告について
（損害賠償の額を定め、和解することについて） （町長提出）
- 第6 議案第45号 小豆島町障害者グループホームの指定管理者の指定について
（町長提出）
- 第7 議案第46号 小豆島町町営住宅再生可能エネルギー基金条例について
（町長提出）
- 第8 議案第47号 小豆島町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例について
（町長提出）
- 第9 議案第48号 小豆島町職員の給与に関する条例及び小豆島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
（町長提出）
- 第10 議案第49号 小豆島町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
（町長提出）
- 第11 議案第50号 小豆島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
（町長提出）
- 第12 議案第51号 小豆島町手数料条例の一部を改正する条例について
（町長提出）
- 第13 議案第52号 小豆島オリーブ公園条例の一部を改正する条例について
（町長提出）

《 裏面に続く 》

- | | | | |
|-----|--------|-----------------------------|--------|
| 第14 | 議案第53号 | 小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する条例について | (町長提出) |
| 第15 | 議案第54号 | 小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について | (町長提出) |
| 第16 | 議案第55号 | 小豆島町辺地総合整備計画の変更について | (町長提出) |
| 第17 | 議案第56号 | 香川県市町総合事務組合理約の一部変更について | (町長提出) |
| 第18 | 議案第57号 | 小豆島町坂手財産区議会議決事項の一部変更について | (町長提出) |
| 第19 | 議案第58号 | 令和5年度小豆島町一般会計補正予算(第4号) | (町長提出) |
| 第20 | 議案第59号 | 令和5年度小豆島町坂手財産区会計補正予算(第1号) | (町長提出) |
| 第21 | 選挙第2号 | 伝法川防災溜池事業組合議会議員の選挙について | (議長提出) |

令和5年第4回小豆島町議会定例会議事日程（第2号）

令和5年12月15日（金）午後1時 開議

- 第1 議案第46号、議案第47号及び議案第52号に対する総務建設常任委員会審査報告について
- 第2 議員派遣の件について
- 第3 閉会中の継続調査の申し出について (各常任委員長提出)
- 第4 閉会中の継続調査の申し出について (議会運営委員長提出)
- 第5 閉会中の継続調査の申し出について (各特別委員長提出)

令和5年12月14日開会

令和5年12月15日閉会

令和5年

第4回定例会会議録

(1日目)

小豆島町議会

開会 午前9時28分

○副議長（大下 淳君） おはようございます。

携帯電話をマナーモードに切り替えてください。

傍聴者の方に申し上げます。

傍聴席では私語を慎み、また許可なく録音、撮影はできませんので、ご協力をお願いいたします。

本日は、何かとご多忙のところご参集くださいます、ありがとうございます。

今期定例会の議事日程等につきましては、去る12月6日開催の議会運営委員会におきまして、お手元に配付のとおり決定しましたので、皆様のご協力をお願いいたします。

開会に先立ちまして、町長から今期定例会招集のご挨拶があります。町長。

○町長（大江正彦君） 本日、令和5年小豆島町議会第4回定例会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本定例会では、専決処分の報告2件、条例案件9件、補正予算の審議2件、その他案件4件をご提案させていただくこととしております。

議案の内容につきましては後ほど説明させていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決を賜りますようお願いいたしまして、誠に簡単ではございますが、今期定例会に当たってのご挨拶といたします。

○副議長（大下 淳君） ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しておりますので、本日の第4回定例会は成立しました。

これより開会します。（午前9時30分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告事項であります。8月30日以降、12月5日までの主要事項に関する報告、監査委員からの例月出納検査の結果報告6件及び定期監査の結果報告並びに各常任委員会の視察研修報告書は、お手元に配付のとおりでありますので、朗読は省略します。

また、先ほど中松和彦議長から議長の辞職願が提出され、都合により会議に遅れる旨の届出がありました。

お諮りいたします。

この際、議長の辞職の許可についてを日程に追加し、追加日程第1とし、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（大下 淳君） 異議なしと認めます。よって、議長の辞職の許可についてを日程に追加し、追加日程第1とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第1 議長の辞職の許可について

○副議長（大下 淳君） 追加日程第1、議長の辞職の許可についてを議題といたします。

職員に辞職願を朗読させます。事務局長。

○議会事務局長（森 貞二君） それでは、朗読させていただきます。

令和5年12月14日。小豆島町議会副議長大下淳殿。小豆島町議会議長中松和彦。

辞職願。私儀、このたび一身上の都合により小豆島町議会議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。以上でございます。

○副議長（大下 淳君） お諮りします。

中松和彦議員の議長の辞職を許可することについて、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（大下 淳君） 異議なしと認めます。よって、中松和彦議員の議長の辞職を許可することに決定しました。

中松和彦議員の入場を許可します。

〔14番 中松和彦君 入場〕

○副議長（大下 淳君） お諮りします。

議長が欠員となりましたので、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（大下 淳君） 異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

なお、伝法川防災溜池事業組合議会議員の選挙については、番号を繰り下げ、選挙第2号とします。

準備の都合がありますので、暫時休憩いたします。再開は9時45分からとします。

休憩 午前9時34分

再開 午前9時38分

○副議長（大下 淳君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

追加日程第2 選挙第1号 議長選挙について

○副議長（大下 淳君） 追加日程第2、選挙第1号議長選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、投票により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（大下 淳君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は投票により行います。

議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○副議長（大下 淳君） ただいまの出席議員は14名です。

お諮りします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に安井信之議員、三木卓議員を指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（大下 淳君） 異議なしと認めます。よって、立会人に安井信之議員、三木卓議員を指名します。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。投票用紙には被選挙人の氏名を記載願います。

投票用紙の配付をお願いします。

なお、姓だけでなく氏名を完全にお書きくださいますよう、特にご注意申し上げます。

〔投票用紙配付〕

○副議長（大下 淳君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（大下 淳君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○副議長（大下 淳君） 投票箱の改め、異状なしと認めます。

それでは、自席で投票用紙にご記入ください。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票願います。

〔局長点呼、投票〕

○副議長（大下 淳君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（大下 淳君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

安井信之議員、三木卓議員、立会いをお願いいたします。演壇のところにおいて願います。

開票につきましては、先に有効、無効を判断し、次に有効の内訳を判断していただきます。

〔開 票〕

○副議長（大下 淳君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 14票

これは出席議員数に符合しております。

そのうち、有効投票は14票です。

有効投票のうち

大下議員 3票

谷議員 9票

安井議員 1票

鍋谷議員 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3.5票です。したがって、谷議員が議長に当選されました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（大下 淳君） ただいま議長に当選されました谷議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をします。

議長に当選されました谷議員に、就任のご挨拶をお願いします。

谷議長、議長席へお着きください。

〔議長交代〕

○議長（谷 康男君） ただいまの選挙により選任されましたことを大変光栄に思います。また、議長としての重責に身の引き締まる思いがしております。

地方議会、地方自治体は二元代表制となっており、その下で町執行部、行政と議会の関わりというものがどういうものであるのが望ましいかということ、今後皆様と一緒に考えながら、よりよい議会運営を目指してまいりますので、簡単ですが就任の挨拶とさせていただきます。よろしくお祈りします。

お諮りします。

議長が変更となりましたので、議席の一部変更についてを日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議席の一部変更についてを日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第3 議席の一部変更について

○議長（谷 康男君） 追加日程第3、議席の一部変更についてを議題とします。

議席の変更は、会議規則第3条第3項の規定により、議長が必要があると認めたときは議席を変更することができることになっています。

お諮りします。

10番を中松和彦議員に、14番を私に議席を変更することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議席は10番を中松和彦議員に、14番を私、谷康男と変更することに決定しました。

それでは、先ほど変更した議席へお替わりください。

暫時休憩いたします。再開は10時10分とします。

休憩 午前9時58分

再開 午前10時03分

○副議長（大下 淳君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど休憩中に、谷康男議長から議会運営委員会委員の辞任願が提出されました。

この際、議会運営委員会委員の辞任の許可についてを日程に追加し、追加日程第4とし、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（大下 淳君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員の辞任の許可についてを日程に追加し、追加日程第4とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第4 議会運営委員会委員の辞任の許可について

○副議長（大下 淳君） 追加日程第4、議会運営委員会委員の辞任の許可についてを議題といたします。

お諮りします。

谷康男議員の議会運営委員会委員の辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（大下 淳君） 異議なしと認めます。よって、谷康男議員の議会運営委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

谷康男議員の入場を許可します。

〔14番 谷 康男君 入場〕

○副議長（大下 淳君） 議長を交代します。

谷議長、議長席へお着きください。

〔議長交代〕

○議長（谷 康男君） お諮りします。

議会運営委員会委員が欠員となりましたので、議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第5として日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第5として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第5 決定第1号 議会運営委員会委員の選任について

○議長（谷 康男君） 追加日程第5、決定第1号議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。

議会運営委員の選任は、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が議会に諮って指名することになっています。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、前議長の中松和彦議員を選任したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員は中松和彦議員を選任することに決定しました。

度々休憩をとって申し訳ありませんが、暫時休憩します。

休憩中に、ただいま決まりました議会運営委員の皆さんは、恐れ入りますが委員会室で委員長の互選をお願いします。

では、暫時休憩します。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時12分

○議長（谷 康男君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会を開催し、委員長が互選されましたので、事務局長から報告をさせます。

○議会事務局長（森 貞二君） それでは、ご報告します。

議会運営委員会の委員長に藤本傳夫議員、以上のように決定しましたことをご報告申し上げます。

○議長（谷 康男君） それでは、これより日程に入ります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（谷 康男君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第125条の規定により、12番安井信之議員、13番鍋谷真由美議員を指名しますので、よろしく願いいたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について



○議長（谷 康男君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期であります。配付しております日程表のとおり、本会議は本日と15日とし、会期は2日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日と15日の2日間と決定しました。

~~~~~

日程第3 一般質問

○議長（谷 康男君） 次、日程第3、一般質問を行います。

報告を受けておりますので、順次発言を許します。

なお、一般質問の時間を守っていただくために、10分前及び5分前に事務局長が札を出します。その後の時間配分に十分ご留意いただきますようお願いいたします。

お断り申し上げます。

議会広報の作成のため、事務局職員が一般質問の間、質問議員の写真撮影を行いますので、ご了承くださいますようお願いいたします。12番安井信之議員。

○12番（安井信之君） 私は、3点について町長のお考えを伺いたいと思います。

まず最初に、循環バスのこれからはというふうなことで、循環バスの実証実験が終わり、利用状況はもう一つだということを担当課に聞きました。実証実験を行うに至ったということは、そこに問題点を見つけたということであると考えます。問題解決につながる施策をこれからどう考えていこうとしているのか、お伺いいたします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 安井議員から地域内循環バスの今後についてご質問をいただきました。

本町に限らず、高齢化が顕著で、運転免許の返納などによって自家用車を運転できない高齢者も多く、かつ路線バスやタクシーなどの公共交通が脆弱な地域では、バス停から遠いエリアに住む方の移動手段をどのように確保すべきか、こういったことが大きな問題となっております。この問題は、最近になってクローズアップされたわけではありませんで、本町においても、以前から住民の皆さん、また議会からも何とかならないかといったお声をいただいております。

そこで、1つには実際にどれだけの需要が見込めるのか、もう一つは経済的な持続可能

性があるのかどうか、こういった点を確認するために、本年4月から9月まで、神懸通、小坪、片城及び木庄、安田上、これらの地域において、地域内循環バスによる実証実験を行いました。その結果でございますが、延べ388人にご利用をいただきましたけれども、1便当たりの乗車人数を見ますと1人に満たない状況でありまして、1人を運ぶのに多額の費用がかかる結果となっております。端的に申し上げますと、今回の定時定路線の循環バス方式では、需要も少なく、経済的に持続できないことが明らかになりました。この課題を解決するため、希望したときに運行するオンデマンド交通、これを視野に入れまして、本町に適した移動手段の確保に向けて引き続き調査研究に取り組んでおりますが、一方で働き方改革や、バス、タクシーの運転手不足などに伴う二次交通の供給不足、また高齢化の進展やインバウンドの増加に伴う二次交通の需要拡大などを背景に、現在国において、一般のドライバーが自家用車を使って有料で人を運ぶ新たな交通サービスであるライドシェアの実現に向けた議論が活発化しております。

ライドシェアは、いわゆる白タク行為として日本では原則禁じられておりますが、アメリカや東南アジア諸国においては普及が進んでおり、日本でも過疎地のタクシー空白地帯において、限定的に同様のサービスが導入されている事例がございます。現時点では、どうやって既存のバスやタクシーと共存、共栄するのか、安全性の確保や事故への対応をどうするのかなど課題も指摘されておりますが、こうした国の規制緩和の動きも踏まえながら、持続可能な地域交通の仕組みを検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、実証運行の詳細については、担当課長から説明させます。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 私からは、地域内循環バスの詳細についてお答え申し上げます。

地域内循環バスは、4月から9月の123日間で延べ388人にご利用いただきました。そのうち、草壁神懸通線の利用者が最も多く、全体の71%、次いで木庄安田線が27%、最後に朝1便目の草壁港直行便が2%という結果でありました。しかしながら、1便当たり換算すると、最も利用者の多い草壁神懸通線ですら、1便当たり0.38人となっております。また、草壁神懸通線、木庄安田線ともに、利用者の約80%が午後1時までの便に集中しているほか、スーパーの特売日である火曜日の利用者が、他の曜日のおおむね2倍となっております。午前中のうちに買物等の日常生活で利用する方が多いことが分かっております。

このようなことから、定時定路線での運行は現実的ではないと判断しており、町長から

申し上げたとおり、ライドシェアを含めたオンデマンド型の地域交通の仕組みについて、調査研究を進めていきたいと考えております。加えて、厳しい財政環境にある中で、有利な補助金の活用も視野に入れ、本町に適した移動手段を検討しておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○12番（安井信之君） オンデマンド交通というて、まあ言うたら大層大がかりな形になってくるかなと思います。今回の実証実験というんは、自分の住んどるところからスーパーへ行くとか、そういうふうな身近な距離がほとんどだったと思います。今回は内海地区のほうでありましたけど、池田地区のほうでもそういうふうな需要があるのではないかなと思っております。私が思うに、電動の車がありますよね、歩道を走っとるような、ああいうふうな部分で対応していくほうが、より細やかな形のほうができるんかなと思います。それを購入するに当たって補助を出すとか、そういうふうな部分も考えられると思いますが、その辺はいかがですか。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 安井議員の再質問にお答えを申し上げます。

議員ご指摘のシニアカー、こちらに対して一定の補助をすることによって、高齢者等の足を確保すればどうかというご指摘でございますが、先日来年度予算編成のヒアリングの中で、ケアマネジャーさんのほうに導入可能性について聞き取りをさせていただいたわけでございますが、実はシニアカーというのが、使い方によっては高齢者の方の足腰を非常に弱くしてしまうという懸念があるということでございます。一部、介護保険制度の中で、どうしてもシニアカーがあるほうが、身体上、あるいは生活上いいという判断があるのであれば、その可能性はあるのかなということで、一般的には元気な高齢者を目指すということでございますので、そこは慎重に検討する必要があるのかなと考えてございます。以上です。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○12番（安井信之君） 足腰の弱った方が、今までの循環バスとか、そういうなんを使っとったんかなと。そういうふうな要望があったから、そういうふうな事業を展開していったというふうに考えております。その中で、使えるような介護保険の制度とかそういうのがあるんやったら、それを利用したほうがいいんかなと。

また、1日にほとんど乗らんような状態ですから、乗る人いうんも限られた人だったと思います。その人の調査、個別の調査になりますけど、そういうふうな分の調査をし、ど

ういうところがあればいいのかなというふうなことを聞いてもらったらなと思いますが、そういうふうな聞いた経緯はありますか。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 現在、私どものほうで乗車率でありますとか人数、こちらのほうがおおむね集計ができてまいりましたので、その結果をもって地域のほうに、例えば地元自治会でありますとか、公民館でありますとか、そういったところに出向きまして、議員ご指摘の真の声、生の声をお聞かせいただいで、どうすれば持続可能な公共交通になるのかということを今後検討してまいりたいと考えてございますので、ご理解をお願いしたいと存じます。以上です。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○12番（安井信之君） そういうふうなちょこっとした歩行の車なんかのほうは、より対応が早くできるのかなと。デマンド交通みたいな分になってくると、国のほうの規制とか、またその業界なりの話合いとかというんが出てくると思いますんで、その辺はより早く対応できるようなことで、お願いしたいと思います。

次に、地域の財産区のあり方の検討はというふうなことで、財産区のあり方は合併時から行政の課題であったと考えます。それは、財産区がある地域、ない地域の格差が存在していることからであります。財産区のある地域では、自治会に対して何かしらの補助金が出ている事例があります。反して、ない地域では各種イベントに苦慮している状態になっております。

そこで、合併時からあるこの課題をどうしていこうと考えているのか、お伺いいたします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 安井議員から財産区についてご質問をいただきました。

財産区は、明治、昭和に代表されるような全国的な市町村合併が推進される中、合併の円滑化を図るために、昭和29年の地方自治法の改正により、市町村や特別区の廃置、分合、または境界変更を行う場合に限り、財産処分に関する協議によって、財産または公の施設の一部を合併後の市町村に帰属させず、新たに設置する財産区に帰属させることが可能になったものであります。同時に、財産区の権益には一定の制限が設けられておまして、財産の保全、利用及び改良等の管理、売却及び貸付け等の処分についてのみ財産区が行為能力を有することとされ、新たな財産の取得は認められず、会計も合併市町村の管理下に置かれました。当時、旧内海町が誕生する過程で、西村、草壁、安田、苗羽、坂

手、福田の6つの財産区が設置されておりますが、一方旧池田町が誕生する過程では財産区が設置されず、当時の自治会役員の共有名義とするなど、別の形で一部の財産が地域に残されました。

その後、平成3年の地方自治法の改正で、地縁団体の認可を受けることで自治会等の法人化が可能となり、自治会等の名義で不動産登記も可能となったことから、旧池田町の各自治会では、自治会の法人化が進み、財産の名義も整理されてまいりました。つまり、旧池田町内のほとんどの自治会では、自治会名義で財産を持ち、自治会が自由に利活用できる一方で、旧内海町内では財産区が財産を持ち、財産やその財産から得た収益の使い道は、財産の保全、管理、処分の範囲に限定されるなど一定の制約があり、また町としても、財産区議員の選挙や議会の開催、出納事務や会計処理、監査など、多岐にわたる事務が負担になっているのが現状でございます。

こうした状況も踏まえ、議員各位もご承知のとおり、既に坂手財産区が廃止を決定しております。自治会なり、自治連合会として法人格を持つことが可能になった現在、本町における財産区制度の意義は薄れており、坂手財産区の廃止事例も参考にしながら、各財産区議会において今後のあり方をご検討いただきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○12番（安井信之君） その財産区の運営の中で、自治会に新たに補助金というふうな形で、それが保全するというふうな意味合いがあつての、その地域に貢献するというふうな形で支えているのかなと思いますが、合併時のときに池田と内海の差があるというふうな部分は検討課題の中には入ってきとらんかったんですか。それとも、それはどうしようもなかったというふうなことだったんですか。町長は、合併時の話合いの中には入ったと思うんですが、その辺はいかがですか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 合併時の協議の中では、財産区はそのまま継続するというところで、特に問題になるというか、そういうことはなかったと認識しております。合併後に、財産区のお金の使途がやや財産区の権能を超えてるのではないかというご指摘も監査委員等からもありまして、そこは是正して、あくまで財産の保全に対して協力した自治会とか、そういったところに支出するという形で今日を迎えております。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○12番（安井信之君） 聞くところによりますと、その自治会なりで、スポーツ団体と

かそういうふうな部分にもいろいろお金が流れとったというふうな話を聞きますので、その辺行政の補助金、また財産区の補助金というふうな形になっとったんかなというふうに思われます。その辺は、財産区がない地域とある地域での差が生まれているのだろうと思っておりますので、その辺をこれからちょっと考えていく必要性もあるんかなと。自治会に対して、掃除やあんなんをやってもらったら、その部分で補助金というふうな形で出ていくんは分かるんですが、その活動の中で出していくというものは、一括してやらんと。その辺、訳の分からんような格好で使途されてるというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 先ほど答弁の中で申し上げたはずですがけれども、内海の財産区で地域に財産が残った。池田は、自治会の役員さんの共有名義等で地域に財産が残った。残し方が違うだけで、地域に財産が残ってることには両町とも変わらないということであります。ですので、池田は共有名義で残ってましたから、例えば県道の買収でその土地がかかるとか、そういったときに法人化して、自治会にちゃんと名義変更することで整理が進んできておまして、当然ながら自治会でお貸しになって、そこから収益を上げられてるところもありますので、それはもう財産区制があるからとかないからではなくて、どういった形で地域に財産を残したかの違いだけですので、そのところはご理解いただきたいと思えます。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○12番（安井信之君） その辺、財産区のお金の流れいうんも、きちんと精査しながらやってもらいたいと思えます。

次に、池田バイパス事業における町の課題はというふうなことで、県において進められている国道436号バイパス事業において、いろいろな課題があると思えます。その一つとして、残地問題があります。県としては必要な土地しか買収せず、利用しづらい土地が残る問題が起こると考えます。

そこで、以前あった土地公社的な機構をつくるべきだと思えますが、また町が抱える課題はほかにどのようなものがあるのか、お伺いいたします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 反問権を行使したいので許可願います。

○議長（谷 康男君） ただいまの反問権の行使の要求については、これを許可します。

○町長（大江正彦君） それでは、許可をいただきましたので、1点ご確認をさせていた

だきたいと思います。

今、安井議員から土地公社的な機構をつくるべきというご指摘がございましたけれども、恐らく土地開発公社のことを言われてるんだと思うんですけども、それをつくるべきとお考えになる理由は何でしょうか。どんなメリットをお考えなんですか。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○12番（安井信之君） 以前、土地公社があったときは、その工事などを円滑に行うために町が土地を取得したというふうに伺っております。それも、もう役目は終わったなどというふうなことで、合併した後、廃止したというふうに、私もその会に入っていましたから、そういうふうに伺っております。

今回、県が要るところだけ持って、あと使えんようなところに関して出てくる問題がありますので、その辺を町が後で何かに使えるというふうな制度を考える中で、そういうふうな公社を設立したらどうですかというふうなことで提案をさせていただいております。

○町長（大江正彦君） ありがとうございます。反問権を終わります。それでは、安井議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、今言われた土地開発公社でございますけれども、この組織はバブル期のように土地価格が急を要する時代、こちらにおいて地価が安いうちに先行取得して、用地取得費を安く上げようというのが最大のメリットであります。つまりは、土地開発公社が自治体からの要請を受けて土地を買うんですけれども、土地開発公社はお金がありませんので、債務保証を自治体がして、それによって金融機関からお金を借りて、安いうちに土地を買いに行くということになります。自治体は、必要なときに土地開発公社から土地を買い上げるんですけれども、そのときの買上げは簿価であります。要は、買ったときの金額、プラス金融機関からお金を借りてますので、取得してから町が借り上げるまでの利息、これが必要になります。つまりは、例えば2億円ぐらいの土地が、5年後に3億円ぐらいに急上昇するという場合は、簿価は2億円ですのうんと得をするわけですけれども、我が町のように地価が上昇しない、むしろ下がっていく、こういうときで、今買って10年後に町が買い上げるときには下がっておるわけです。だから、下がっておる金額でしか買えない。本来下がっておる金額で買うべきを、現在の簿価で、しかも利息つけて買わないといけない。そういったことで、非常にもちろん事務費もかかるわけですからね。

今現在、土地開発公社というのは、どんどんどんどん全国で解散してます。平成10年頃に1,600ぐらいあった土地開発公社が、今600を切るぐらいになってます。当然、今都市部でも土地開発公社はどんどん解散してますので、土地開発公社は全然もうける気はありま

せん。その上でお答えしますと、まず平木工区の道路整備事業の概要であります。延長は約1,500メートルで、池田大池西側から県道三都港平木線までの約900メートルは、バイパス整備、県道三都港平木線と合流箇所から池田港付近までの約600メートルは、現道拡幅で計画をされております。この計画については、2月18、19日に、池田地区6自治会に対して説明会を開催したところであります。その後、県では道路詳細設計、また池田大川、小川に架かる橋梁の地質調査と予備設計を進めております。道路の詳細設計が終わりましたら用地測量に入り、建物調査、補償費算定業務に入る予定であると伺っております。

残地のある利用しづらい土地が発生するのではないかと安井議員のご指摘はもつともでありまして、池田大川沿いのバイパス区間のことだと思います。この課題については、県、町とも十分に認識しておりますので、設計の進捗に合わせて随時協議を進めているところであります。現状では、土地開発公社的な機構、これはもう先ほど申し上げましたように全くつくる気はございませんが、都度地元関係者、議員の皆さんのご意見を伺いながらこの課題については検討してまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

町が抱える課題等については、担当課長から説明します。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（三木宜紀君） 安井議員からご質問のありました町が抱える課題について、町が抱えるというよりも全体的な課題になるかと思えます。

議員ご指摘の池田大川沿いに発生する残地をどうするかというのも、大きな課題の一つではございます。そのほかには、この事業の特徴でございます延長が長いことと、また工事に相当程度の時間がかかるであろうというところ、それからバイパス区間があること、この3つの特徴から発生するものが考えられると思っております。具体的には、延長が長いので利害関係者が結構多数に上る、工事に結構時間がかかるということで、利害関係者の環境が変わる可能性が高い。また、バイパス区間につきましては、道路が新しくできますので、それに道路とか水路なんかを取り合わせていく必要がございます、その方法というか計画を作成する必要があります。先ほど言いましたように、本体工事は相当程度期間がかかりますので、今言った計画をつくっても着手までに時間が空き過ぎて、土地の利用の環境が変わる可能性があるということを課題として想定してます。

また、国道本体の工事につきましても、端から端まで一気に手をつけることはなくて、幾つかの工区に分けて用地買収なり工事に入ると思えます。そのときの工区の分け方でありますとか、あと工事が進んできたときに供用開始をする区間をどうするかみたいなもの

も課題になってくるのかなと思ってます。

どちらにいたしましても、小豆島町内では近年に経験したことがないぐらい大きな事業でございますことから、今見えてない課題も発生するかと思います。とにかく、事業主体であります香川県さんのほうとも日頃から情報共有に努めるとともに、都度皆さんのご意見を伺いながら進めていきたいと思ってますので、ご理解、ご協力をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○12番（安井信之君） 私がこう言よんは、バイパスにかかるところの土地の人が心配しよるところなんです、ちょこっと残ったところに固定資産税がかかって、何ちゃ使えんところに対してお金払うのはどうなんぞというふうなことを言われておりますが、土地の取得いうふうな部分は一番難しいところだと思いますんで、その分で柔軟な対応をしてもらわなかったら、なかなか前へ向いていかんのかなと思います。土地開発公社的なものというふうに言わせてもらいましたが、そういうふうな部分で柔軟な対応をしていただきたいと思いますが、説明会で県のほうの土地の担当の方というんは、かかるところしか買いませんというふうなことを明確に言うておりましたんで、その辺をどうにか、町として対応できる部分やったら対応してもらいたいなというふうなことで、こういうふうな質問をさせていただきました。

先ほど、町長のほうも、県、町と細かに検討しながらというふうなことを言われたんですが、その中にはどういうふうなことも含まれているというふうに考えとったらいいんですか、お伺いします。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（三木宜紀君） 今町長が説明しましたように、詳細設計のほうを進めております。結果、話しましたように、残地の問題は発生するだろうと思ってます。県さんのほうも思ってます。ですので、課題であるというか共通認識でありますので、関係者、県とも十分協議しながらも進めてまいりますというところです。以上です。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○12番（安井信之君） 土地を売るほうとしては、そういうふうな対応をしてくれるんやなというふうなことがあれば、土地の提供なりはしてもらえるのかなと思いますが、そういうふうな部分をうやむやにするというか、柔軟に対応していきますというふうな部分ではなかなか答えは出てこんのんかなと思います。だから、その辺ように肝に銘じてやっていただくようお願いしたいと思います。以上です。

○議長（谷 康男君） 7番高橋淳議員。

○7番（高橋 淳君） 7番高橋です。私は2つの質問をさせていただきます。

初めに、地域おこし協力隊に地元出身者を採用できないかということについてです。

現在、10名を超える方が、島外から地域おこし協力隊として町のために働いてくださっています。高いスキルを持った方が来てくださっていますが、残念ながら任期の3年が過ぎると島を出ていく方が多くて、残ってくださる方は本当に少数です。これでは、小豆島町を長期にわたってよくするために働くことができません。小豆島町出身の方でスキルを持っている人を採用すると、小豆島町の優秀な人材をとどまらせることになり、小豆島を将来にわたって担う人材を確保できることになります。小豆島町出身の方を地域おこし協力隊員として採用すべきだと思いますが、町長の見解をお聞かせください。

それから、地域おこし協力隊員も、町職員さんと同様で町のために働く立場にある方なんですけれども、協力隊員への町職員に準じる教育とか研修が必要だと思いますが、協力隊の皆さんへの研修等の現状をお聞かせください。よろしく。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） すみません。反問権の許可願います。

○議長（谷 康男君） 許可をします。

○町長（大江正彦君） 今、高橋議員から地域おこし協力隊に関するご質問をいただきましたけれども、1点ご確認をさせていただきたいと思います。

高橋議員から小豆島町出身の方を地域おこし協力隊に採用すべきとのご指摘をいただいたところでございますけれども、議員は町が地域おこし協力隊を募集するに当たって、小豆島出身者を対象外にしているというご認識でしょうか。

○議長（谷 康男君） 高橋議員。

○7番（高橋 淳君） 私も、実態のところははっきりはつかめてないところもあるんですけど、島の方を除外しているというふうな認識はしておりません。

○議長（谷 康男君） よろしいですか。

○町長（大江正彦君） 反問、終わります。高橋議員のご質問にお答えしたいと思います。

現在小豆島町では、13名の隊員がそれぞれの持つ専門的なスキルを生かして日々ご活躍をいただいております。地域おこし協力隊員の要件として、都市部から住民票を移す必要があるんですけれども、出身地には何ら制約がありません。当然、都市部にお住まいの小

豆島町出身の方で高いスキルを持つ方の応募、採用は、これまでも現在も可能となっております。

今後も、協力隊の募集に当たっては、町の様々な課題を解決するために、高いスキルを持つ専門人材を小豆島町出身者も含めて広く募集をしてみたいと考えております。協力隊員の研修等の状況及び過去に小豆島町出身者に限定して協力隊の募集を行った制度や結果については、詳細を担当課長から説明させていただきます。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 過去に議員と同様のご意見をいただきまして、令和3年度に小豆島町出身のUターン者に限定しました地域おこし協力隊、故郷もりあげ隊制度を立ち上げ、募集を行ったことがございます。その際には、募集期間を複数回にわたり延長いたしました。応募が全くないということでもございました。町長も先ほど申し上げましたが、地域おこし協力隊の募集に当たっては、小豆島町出身者に限らず、専門人材を広く募集をかけてみたいと考えてございます。また、議員ご存じのとおり、現在町職員についても人手不足が顕著でありますことから、小豆島町出身者の方には、町に応募されるのであれば、地域おこし協力隊員に限らず、町職員としてもぜひ活躍していただきたいと考えてございます。

次に、協力隊員への研修等の状況についてですが、各隊員は町の会計年度任用職員として採用しており、町職員と同様に人権、防災をはじめとする各種研修を受講できるほか、香川県地域おこし協力隊が実施しているさぬきの輪の集いへ積極的に参加していただいております。隊員にとって貴重な研修、交流の場となっております。

最後に、議員からは、任期満了後に島から出て行かれる方が多いというご意見でございましたが、令和元年度以降に採用した隊員で任期満了、または任期途中で活動を完了した隊員が4名いらっしゃいますが、全員が島内にて起業、就職し、現在定住をいただいております。以上です。

○議長（谷 康男君） 高橋議員。

○7番（高橋 淳君） ありがとうございます。

協力隊の採用については、島外、島内問わずに採用してるということなんですけれども、できましたら島の方を優先的に採用するような方法を考えていただければと思います。

あと、過去に同じような質問があったみたいなんですけど、応募がなかった原因としては、任期がやっぱり3年であると。地元に戻っても、4年目以降の継続性がないというこ

とが大きな問題ではなかったのではないかと想像できますけれども、要因を確認した上で、島の出身者が応募したくなるような新たな枠組みといたしますか、方策を検討する必要があるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 故郷もりあげ隊、令和3年度に一般質問をいただき、制度を立ち上げて応募がなかった原因でございますが、こちらは明らかに、戻ってきて町で、島で活躍するのであれば町職員を選択するというのが現実の結果かなと考えてございまして、先ほど申し上げたとおり、地域おこし協力隊に限らず、町職員として活躍いただくのも選択肢の一つかと考えてございます。以上です。

○議長（谷 康男君） 高橋議員。

○7番（高橋 淳君） 協力隊、もしくは職員としてということなんですけれども、極力島の出身の方をいろんな形で採用できるような方法をぜひ考えていただきたいと思います。

それから、協力隊員の研修なんですけれども、町としてもやってると。香川県の研修制度があるということなんですけれども、皆さん十分に活用されて参加されてるという現状があるんですかね。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 町が実施している研修にも参加いただいておりますし、香川県が実施しておりますさぬきの輪の集い、こちらにも隊員のほうから積極的な参加をいただいております。常に2、3名の方は参加するような形になってございます。以上です。

○議長（谷 康男君） 高橋議員。

○7番（高橋 淳君） 皆さん、本当に協力隊員の方は一生懸命やられてますけれども、また中にはちょっと問題のある方がおいでるようなので、研修をしっかりとられるようにお願いしたいと思います。

それから、次に行きます。

小学校の統合について、度々の質問で申し訳ないんですが、先日議員研修で愛知県の飛島村の小中一貫の飛島村立小中一貫教育校飛島学園を見学、研修してきました。財政的に非常に豊かな村で、大きくてゆったりした造りの学校でした。すばらしさを感じたのは、一つは学園全体がよく考えて、これは小中一貫で、9年制、4、3、2の段階で教育をやられてるんですけれども、非常によく考えて設計、また教育されているような点を感じま

した。2つ目に、学園の理念が非常にしっかりしている。3つ目に、最初の発案から最後の統一の一貫校ができるまで18年かけてこれでやられてます。非常に長い期間の話合い、地域とか学校関係者との話合いが行われておりまして、そこで合意形成して学園をつくっている点、この3点でした。

現在、小豆島町も小学校統合に向かって動いており、先月20日に総合教育会議が開かれて、参加させていただきました。移転先は小豆島高校跡地、小学校と中学校のどちらを移転させるかということが問題になりまして、次の会、来年になると思うんですけど、それで決定するというような中身でした。あと、新しい学校の開校が令和9年4月というような内容でした。

そこで質問なんですけど、1つ目が統合の基本計画を発注されて、令和6年3月に回答が出るというような話だったんですけども、最終的に幼小中一貫教育となることを含めた長期的な計画の策定が必要だと思いますけれども、その点いかがなんでしょうか。

あと2つ目に、以前にも質問しましたけれども、統合小学校の理念がどうなっているか。統合の目的といいますか、その辺がもう一つはつきりしませんので、ちょっとそれを教えてください。あと、小学校関係者、地域との話合いの状況、以前も質問しましたけれども、現状どうなっているのか、その3点についてお尋ねします。以上です。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 高橋議員から小学校統合について3点のご質問をいただきました。

まず、1点目の小中一貫校の整備を視野に入れた長期的な計画を策定すべきとのご意見でございますけれども、現在発注しております統合小学校基本計画業務では、旧小豆島高校跡地内に、将来的に小・中学校を集約した場合を想定して、校舎等の配置計画を策定することとしております。その上で、先に統合小学校を新築するのか、または中学校を移転整備するのか、総合教育会議等において、将来的な整備費用負担や、教育現場への効果も比較検討しながら決定することとしております。

次に、統合小学校の理念についてのご質問ですが、学校教育における小豆島町の教育目標及び教育方針は、7月に改訂を行いました小豆島町教育大綱に示されているとおりであります。令和4年12月議会でも高橋議員から同様のご質問をいただき、答弁をいたしましたけれども、統合小学校の教育方針や目指す学校像、教育目標等については、教育大綱を踏まえ、町議会、保護者、地域の皆様の意見も参考に決定すべきと考えており、来年度早々には、保護者、教職員及び町議会、地域住民の代表者などで構成する検討組織を設置

し、学校施設の設計業務と並行して、伝統ある各小学校のよさを生かす方法を検討していきたいと考えております。

3点目の学校関係者や地域との話合いの状況につきましては、現在までに学校関係者や地域の皆様への説明会等は実施しておりませんが、学校整備計画が策定され次第、先ほど申し上げました検討組織の中で、それぞれの代表者を通じて意見を伺いながら協議を進め、並行して学校区ごとで地域の皆様も参加できる説明会を開催したいと思っており、必要に応じて自治会単位の説明会も行いたいというふうに思っております。

内海地区の3小学校の統合につきましては、平成21年2月に、小豆島町学校再編整備検討委員会からの答申を受けまして、答申で内海地区の3小学校の統合の方向性が示されております。その後、いろいろと紆余曲折がありましたけれども、子供の数が減少する中で、答申から間もなく15年になる現在でも、小学校の統合は実現しておりません。学校関係者、地域や保護者等の話合いについては、過去の議論に後戻りすることのないよう、説明資料を整えた上で適宜開催してまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、飛島村の小中一貫教育の取り組みについて感銘を受けられたとのことでごさいますけれども、飛島村の事例は、小学校も1つ、中学校も1つという状況で、平成18年度から施設分離型小中一貫教育、平成22年度から施設一体型小中一貫教育、そして令和2年度から、先ほど高橋議員がおっしゃった2、4、3の義務教育学校と、15年かけてステップを踏んできた取り組みであります。本町においては、内海地区3小学校すらまだ一つにできておりません。それに続く内海地区の幼・保の再編も喫緊の課題となっております。まずは、内海地区の小学校統合と、それに続く幼・保の再編に全力で取り組みたいと思っておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

本町において長年検討を行ってきた経緯については、担当課長より説明させます。

○議長（谷 康男君） こども教育課長。

○こども教育課長（古郷 勉君） 小豆島町におけるこれまでの学校統合に関する検討の経緯についてご説明いたします。

学校統合につきましては、小豆島町に合併後の平成19年10月に、小豆島町学校再編整備検討委員会を設置し、平成21年2月の答申を受けて、同年9月には中学校の統合を進めるとともに、内海地区の3小学校の統合を検討する旨の小豆島町立学校等施設適正配置基本方針を策定しており、平成22年度に小学校区ごとに基本方針の説明会も開催しましたが、当時の町長の方針により小学校統合の議論は棚上げとなりました。その後、平成26年の小

豆島中学校への統合後に、小豆島町教育大綱の策定の過程で、町長が小学校統合にかじを切ったことから、再度統合の検討を始めました。小豆島町総合会議において、平成27年6月の第1回から平成29年3月の第17回までの2年近くの協議を経て、小豆島町教育大綱を策定しております。この過程で、平成28年に、小豆島町のこれからの学校のあり方についての説明会を、幼・保、小・中学校ごとに13回、町政懇談会としての説明会を公民館ごとに12回開催しております。この教育大綱において、旧小豆島高校跡地に小豆島中学校を移転し、現在の小豆島中学校を統合小学校に転用する方針を示しております。その後、建設用地の問題等があり、進んでおりませんでした。大江町長が就任した昨年度から、3小学校統合に向けて、総合教育会議における検討協議、県との用地交渉を行いながら、議会にも進捗状況を報告しているところでございます。

以上のように、本町におきましても平成19年度から検討を行ってきておりますので、既に16年が経過しております。その都度、保護者、住民の皆様に丁寧な説明をしてきたところでございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 高橋議員。

○7番（高橋 淳君） 私も部外者で、いろいろ小学校統合のことは聞いてますけど、坂下町長の時代に統合すると言いましたね。その後、塩田町長に替わって、統合しないという方針になって、塩田町長の最後のほうに統合が必要だというようなことだったと思います。その後、松本町長もちょっと様子を見ようということで、昨年大江町長が当選されてから、統合にかじを切ったというような動きだと思います。非常に、トップの考え方が次々変わってますんで、なかなかスムーズには進まなかったのではないかなと思うんですけども、教育というのは、要するに国にしたら国家百年の大計ということになります。あと、小豆島町の教育も、小豆島の町を担う、将来を担う子供を育てるための教育です。

先日の総合教育会議で議論になつとる、さっきもちょっと言いましたけども、統合小学校、中学校のどちらを小高の跡地へ持っていくかというような議論でした。次の総合教育会議で決定するというような話、方針だったように思うんですけども、何かもう少しじっくりと検討するというんですかね、会の流れとしたら。それぞれ4人の教育委員さんが小学校を先に持っていく、中学校を先に持っていくかというような話、考えを表明されて、その後、教育長さんと町長さんが中学校を持っていきたいんだというような話をされたと思うんです。その後、教育委員さんに発言を求めたら、やっぱり中学校かなというような感じ、中学校を先に持っていくかなというような感じになったと思うんですけど

も、何かもっと深い議論というんですか、いろんな情報を入れた上での深い議論が必要ではないかなというようなことを感じました。その辺、町長さん、どういうふうにお考えなんでしょう。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 先ほど子ども教育課長が申しあげましたように、この議論というのは、総合教育会議を延べ17回開いて、そのときになぜ統合が必要なのか、そういった話についてはもう十分議論がされたと思います。当然ながら、専門家の先生もお招きしたり、関係者を集めて大々的に17回もやっておりますので、そのときに議論が尽きておるといふふうに思います。残されてるのは、実際に本当に中学校を持っていくのか、小学校を持っていくのか、そこは用地の関係で棚上げになっておりましたけど、今回用地のめどが立ちましたので、そこは再度ご議論をいただきたいと思いますが、先ほど申しあげましたように、過去の議論に後戻りはしないと。過去にちゃんと議論したことはそれを引き継いでいくという考えでおりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（谷 康男君） 高橋議員。

○7番（高橋 淳君） 私も細かい流れを全然存じ上げませんので、どういう議論をされてきたかというのは全然分からないんですけども、町民の中には、予算が非常に厳しいときに小高の跡地を購入して移転するんじゃなくって、中学校の敷地内に統合小学校を移転したほうがコスト的に安く上がるんでいいんじゃないかという意見を持った方もおります。

いずれにしても、十分議論していただいて、内海地区の3小学校の統合に取り組んでいただいて、よりよい統合小学校ができるように願っております。以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（谷 康男君） 暫時休憩します。再開は11時20分とします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時17分

○議長（谷 康男君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（谷 康男君） 5番羽田満議員。

○5番（羽田 満君） 5番羽田です。よろしく願いをいたします。私は、3点お聞きをいたしたいと思います。

まず、1点目ですが、内海地区の小学校統合に関する進捗状況はということで、さきの

高橋議員と相当重なる部分があるかと思えます。聞きたいことを相当、町長が既に言われておりましたので、申し訳ないとは思いますが、よろしくお願いをいたします。

内海地区小学校の統合に係る現状は、議会ごとに質問されています。それだけ関心があることでもあります。県所有の旧小豆島高校跡地の県との交渉経過、また直近の総合教育会議における統合小学校の建設場所、影響を受ける小豆島中学校を含めた統合に係る進捗状況、内容はどうなっていますか。跡地に小豆島中学校を統合小学校にする案が既に町民が知るところであるようですが、ほかにも同時に小学校、中学校をここに建てたらどうかという意見も当然ございます。私の知っているスケジュール案では、計画公表が来年の4月以降となっておりますが、肝心の町民に対する説明会実施が入っていない。入れていないだけなのか。なお、具体的にある程度説明できる、協議できるのであれば、できるだけ早く町民への説明会を開催し、決定すべきであると思うが、どのようにお考えでしょうか。町長さん、よろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 羽田議員から、内海地区3小学校統合に係る進捗状況及び町民に対する説明会の実施についてのご質問をいただきました。

小学校統合の件につきましては、先ほど高橋議員に答弁したとおりでございます。平成28年に小豆島町のこれからの学校のあり方についての説明会を、町政懇談会も併せて計25回開催しておりますことから、旧小豆島高校跡地に小豆島中学校を、それから小豆島中学校を統合小学校にする、この案については多くの町民の方がご認識いただいているものと思えます。その後、建設用地の問題等がありまして進んでおりませんでした。私が町長に就任した昨年度から、建設候補地である小豆島高校跡地について、香川県と協議を重ね、用地取得の見通しが立ったところであります。また、本年10月には基本計画策定業務を委託し、配置計画などの業務に着手しております。次回の総合教育会議において、旧小豆島高校跡地に統合小学校を新築するのか、現在の中学校を統合小学校に転用するのかについて決定する予定でございます。令和6年3月には基本計画の策定が完了し、整備方針が決まりますので、来年度早々には検討組織を設置する予定でございます。

町民への説明会についても、先ほど高橋議員のご質問に答弁いたしましたように、保護者や町民の皆様に丁寧にご説明し、ご意見をお伺いする機会を設けてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 羽田議員。

○5番（羽田 満君） ありがとうございます。

7月と11月、私も傍聴させていただきましたが、総合教育会議開催等いろいろ準備等はあるとは思いますが、進捗は私が考えているよりかははるかに遅いと思います。昨年11月に候補地を検討し、現在決まりつつありますけれども、まだ決まっていない。県との交渉もいろいろご苦労されたんだとは思いますが、もう少し早めに早めにということでお願いをいたしたいと思います。

まず、統合に関しては何年も議論が停滞したこともあります。先ほど、町長も答弁でおっしゃられておりましたけれども、その間にも児童減少は止まらず、施設は老朽化して危ないというのがもう顕著であります。この統合が遅くなれば、町長の考えられとる幼稚園、保育園の統合、再編についても大きく影響いたします。また、この総合教育会議の会議録についてはホームページにウェブサイトですてしておりますけれども、何人の人が見るか。見ないと私は思います。ここにありますよといえ、見ようかなというぐらいの程度かなと思っております。

ですから、広報紙などで、私が名前をつけたんですが、小学校統合への道ということでその都度掲載していくとあれば、町民の皆様にも正確に伝わって、理解が深まっていくのではないかと。町長が行こうかというたら、いや、もう大体分かるとるからもうええでという地区もあるんじゃないかなというぐらいの感じで伝わっていくのではないかと。また、公約でもありますので、町長、急がないと間に合わないと思っておりますので、特にリーダーシップを持ってやっていただきたいとお願いいたします。決意は先ほどお聞きしたので、割愛をさせていただきます。

それでは、続けて2つ目、ごみの野焼きと減量化ということで、これは永遠のテーマという部分かなとは思いますが、ごみの野外焼却、野焼きは廃棄物の処理及び清掃に関する法律で原則として禁止されております。しかしながら、例外規定で農業、林業、または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却については、生活環境に支障を与え、苦情がある場合は例外規定の対象とならないとあります。しかしながら、今でも農地、畑から出た廃棄物は焼却していいのではないかという声を、特によく耳にいたします。多くの方は、直接搬入や、燃やせるごみの指定袋で収集所に出しているのが現状であります。火災も発生する原因にはならないというところもあるんかとも思いますが、極端に言えば、例外規定が認められない方向に進んでいるように思います。現状で大きな問題もないからいいのかもしれませんが、再確認のために、町の野外焼却、野焼きについての見解、説明をお願いいたします。

また、生ごみの減量化に係る助成金等について、説明をできましたらお願いいたします。

す。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 羽田議員から屋外焼却、野焼きについてと、生ごみの減量化に係る助成金についての2点、ご質問をいただきました。

まず、1点目の屋外焼却、野焼きについては、ご指摘のとおり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2の規定によりまして、平成13年4月から原則禁止とされ、規定に違反して廃棄物を焼却した場合には、罰則も設けられたところでございます。羽田議員ご指摘の例外規定については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第14条に規定されているところですが、条文にある農業、林業、または漁業を営むためにやむを得ないものかどうかの判断基準が非常に曖昧でございますし、生活環境への支障や苦情についても、民家や山林等との位置関係、焼却の規模や風向き、民家や近隣住民の判断、地域ごとの事情など、左右される要素が大変多うございますので、町が一定のルールをお示しすることはできませんし、許可をする権限も町にはございません。現状では、それぞれの状況を踏まえて、ご自分で判断していただくしかないのではないかと思います。なお、火災のおそれがある場合には消防に、明らかに例外規定の対象にならない廃棄物の野焼き、この場合には警察にためらわずに通報していただくようお願いいたします。

対応状況の詳細と、2点目の生ごみの減量化に係る助成金については、担当課長からご説明をいたします。

○議長（谷 康男君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野 努君） 1点目の野外焼却、野焼きにつきましては、直接町に通報があるケースもあれば、消防や警察からの連絡で現場に立ち会うケースもございます。その場合ですけれども、農業と考えられる場合でございまして、苦情があった旨お伝えして、消していただくようお願いしている状況でございます。現状、苦情等の連絡があり、直接お話に行った場合には、ご理解いただいて、消していただいております。町長答弁にもありましたとおり、町には許可をする権限がありませんので、原則禁止のアナウンス、苦情があれば現地対応している状況でございます。

2点目の生ごみの減量化に係る助成金につきましては、小豆島町生ごみ処理機器設置補助金交付要綱がございまして、乾燥機能を有する生ごみ処理器につきましては、上限2万円で設置費用の2分の1以内の補助、コンポストなどの堆肥化する容器につきましては、上限3千円で設置費用の2分の1以内の補助金がございます。以上でございます。

○議長（谷 康男君） 羽田議員。

○5番（羽田 満君） 野外焼却、野焼きについては自分で判断せえということのよう
でございますけれども、問合せは構わんですかね、町のほうへ。焼いてもいいかなと。

○議長（谷 康男君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野 努君） ご相談いただきました際には、こういうようなチラシを
配付させていただいて、野外焼却は法律で禁止されていますとまずお伝えさせていただ
いております。その上で、農業とか、そういう例外規定についてもご説明させていただ
いておりますが、苦情があれば消していただくようお願いすることになりますとお伝えさ
せていただいて、いいですよという許可は一切したことはございません。

○議長（谷 康男君） 羽田議員。

○5番（羽田 満君） 先日、警察に行ったんです。これで呼ばれて、何件あるんやと。
教えてくれませんでした。情報公開請求をしたら教えると。実際は、ええ、という感じ
でした。ただ、よく聞くのは、池田の上のほうで、こっちからいうたら上のほうで焼きよ
ると。全然関係ないところから、あれはいかんのと違うかという電話を受けたことがある
という話も聞きますので、そこら辺もやっぱり周知を徹底したら、なかなかまたいかん部
分もあるかと思えますけれども、先ほど課長がおっしゃられたように、これを適時配ると
かいうのがやっぱり手かなと。広報紙に年に一遍ぐらいは、そうかなという対応でいい
んじゃないかなと思っております。

それから、生ごみ処理機設置助成金でございますけれども、設置の2分の1で限度2万
円ということ、堆肥化容器は3千円ということのようですけれども、予算というんか、こ
れは2020年に規定が設置されとると思えますけれども、ここは出よんですか、補助金
が。件数なんかはどうなんでしょうか。

○議長（谷 康男君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野 努君） 詳細な件数はちょっとあれですけど、コンポストにつ
きましてはほとんど今現状出ていません。ただ、生ごみを乾燥させる生ごみ処理器、そ
れについては年間4、5件はあると思えます。

○議長（谷 康男君） 羽田議員。

○5番（羽田 満君） すいません。これは知らなかったんですよ。ということは、知
とる人はあまりないん違うんかなと思っております。これなんかも広報でやったらいい
と思えますけれども、ちょっと調べてみますと、徳島県の上勝町はゼロ・ウェイスト宣
言運動というのをやってるようございます。研修に来よんがようけおるとい
うようでしたけれども、なかなか参考になりにくいかなとは思いますが、大体1,500
人ぐらいしか

住民がないというようなことでございます。これは、生活や事業によるごみの排出をゼロにすることを目標としているということのようでございますけれども、小豆島町もごみの減量化には恐らく昔から取り組んでいるとは思いますが、より一層取り組んで、住民の意識でできるだけ減らすと。生ごみの分についても、処理器についても広報されて、20件も30件もきて、補正予算を組まないかんというぐらいの勢いでやっていただいたら町民の意識が変わってくるんで、そういうことを狙いとしてやっていただければなと思っております。

ちょっと重いんですが、次の、よろしいでしょうか。

草壁高松航路再開の現況はということで、旧内海フェリーのブルーラインが休止されて約3年が経過いたしました。現在に至る経緯については、就航の会等による文書、町議会における質疑、協議等で真実、うわさが様々に形を変えながら町民の皆様に伝わっているのが現状ではないかと思っております。草壁高松航路があるほうがいいのは、誰も一致するところがございます。のうてええやないかという人は、恐らく誰もいないのではないかと思いますけれども、現実には国際両備フェリーが赤字路線と判断される限りは、復活は現時点ではできないのではないかと。民間企業である限り、他の業者も赤字路線で参入していることは考えられないと思っております。

就航の会の公正取引委員会の独禁法による申告については、検討に値しないということか、申請自体を受け付けないという結果のようではありますが、公表されていないのはっきり分からないのが現状でございます。航路の再開が見通せない中で、町民の皆様に署名もいただいているところですから、その結果を、少なくとも現状を早い機会に説明いただきたいと私は思っております。恐らく、就航の会では準備をしているのではないかと思いますけれども、できればよろしく願いをいたしたい。

また、3月16日定例会一般質問において、町長に公正取引委員会の判断が出た場合どのように考えるかと質問があり、町長は判断は非常に重いものであり、当然尊重をしますと答弁をいたしました。就航の会も、公正取引委員会の報告は重いと捉えていると思います。

そこで、町長は航路に関してできる限りのことは努力いただいていると私は認識していますが、現状をどのように評価しているのか、これまでの質疑、答弁を踏まえてお伺いをいたします。よろしく申し上げます。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 羽田議員から草壁高松航路再開の現況についてご質問をいただき

ました。

議員ご質問のとおり、令和3年4月に航路が休止になってからもうすぐ3年になろうとしております。現在の状況ですが、これまでの議会、あるいは全員協議会で繰り返し申し上げたとおり、参入の意向を示す事業者はなく、今は観光客等をはじめとする交流人口を増やし、小豆島の魅力を高めることでチャンスを待つしかないのが現状であります。しかしながら、昨今の原油高、資材価格の高騰、船員不足は、航路事業者の経営に深刻な影響を与えており、議員ご指摘のように、大きな赤字が見込まれる中で、航路再開の可能性は大変困難な情勢でございます。今回の休止問題は、経済、経営の問題であって、権限のない者が集まって話し合いによって解決できるものではありませんし、まして町が未来永劫赤字補填を実施することは、町財政の持続性を考えても不可能であります。

次に、公正取引委員会の結果が公表されていないのではっきり分からないのご質問につきましては、令和5年11月17日付で、小川淳也衆議院議員から衆議院議長宛てに質問主意書が提出され、12月1日に質問に対する答弁書が閣議決定され、内閣総理大臣臨時代理から小川淳也衆議院議員へ送付されております。本回答書につきましては衆議院のホームページでも公表されており、誰でも閲覧が可能です。国際両備フェリー株式会社による内海フェリー株式会社の株式取得は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなることは認められなかったことから、独占禁止法上の問題とすることは困難であると判断したものであると明確に書かれております。9月定例会の一般質問のやり取りの中で、塩田議員から門前払いのご発言があったとおりでございます。なお、本答弁書につきましては、公正取引委員会が原案を作成し、内閣法制局の審査を経た日本政府としての公式な見解であることを申し添えさせていただきます。

最後に、就航の会の皆さんが希望されておられます四国フェリーとの協議の場の設置でございますが、町はもちろんのこと、四国運輸局、香川県が打診されても、協議のテーブルに着くことはないと言明されており、今回の内閣答弁書が出たことによって、ますます態度を硬化されるものと予想されます。

住民の皆様にとりましては、様々なうわさ、経済的に根拠のない再開話などによって、3年近くにわたって誤解が発生し、尾を引いてきましたが、今回の内閣答弁書によって国の正式な見解が出ましたし、私がこれまで申し上げてきたことが事実であり、現実でありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 羽田議員。

○5番（羽田 満君） 言おうとして準備しとった分も言われましたんで、あれなんです

が、就航の会の皆様も一区切りということで、運動は恐らく継続されていくのではないかなと思っております。

町長は前からおっしゃっておりますけれども、今すぐには難しい、厳しい状況であると。しかしながら、草壁港を活用、維持していくことをしていれば、社会状況、経済状況、希望的には高松港の状況、その他の環境によりまして航路復活の可能性があるのではないかと私は思っております。こう言うのはなんです、そのときが来ることを就航の会の皆さんと一緒に待ちたいと思っております。私の質問は以上でございます。

○議長（谷 康男君） 9番三木卓議員。

○9番（三木 卓君） 議長の許可をいただきましたので、私からは2点質問をいたします。

まず1つ目は、室内公園の整備について質問いたします。

私が子供の頃の平均気温から比べても、ここ最近では上昇傾向にあり、少しデータを調べてみると、気温にして1度から2度上昇しているような状況ではありました。また、35度以上の猛暑日も年々増加傾向にあるように感じています。今年の夏はとても暑く、日によっては子供を外で遊ばせることをためらったお父さん、お母さんもいるのではないかと思います。これからは夏は例年どおり当然暑くなりますし、例年以上に暑くなることも予想されます。そして、今は体育の授業中ですら熱中症になるケースも出てきております。そうすると、子供を外で遊ばせること自体危険になる可能性も少し出てくるのかなと思います。それでも、やはり子供は外で遊ばせたい。広い場所で元気いっぱい遊ばせたい、走らせたいと、そう思うお父さん、お母さんもいるのではないかと思います。

そんな中、暑さ対策ができて安全な室内公園があればと思いました。または、これは地域のお父さん、お母さんや観光客からも、雨の日に子供を遊ばせる場所がないという声を聞きました。実は、観光客の方からも、小さなお子さんがいらっしやっただお母さんがいらっしやっただんですけど、小豆島に観光に来たときに2日間雨だったと。本当に、子供を遊ばせる場所がなくて、物すごい寂しい思いをして帰りますというふうに聞いたことがあります。何とかならないかなというふうにずっと私自身考えておる中で、今回は室内公園の整備という提案をさせていただくことになりました。

このどちらの不満も解消できるのが、室内公園ではないかと考えました。また、室内公園であれば、道路に飛び出す等の不安もなく、比較的安心して子供を遊ばせることもできる。当然、夏だけではなく、冬も寒過ぎず、ある程度の冷暖房を完備することになるとは

思いますので、そういった状態で遊ぶことも可能になるのかなと思っております。ただ、一から建設するとなると、場所の問題、そして相応な費用がかかることは簡単に予想できます。

そこで、統合が決まった小学校の体育館を室内公園に改装すれば、新しく建設するよりもコストは抑えられるのかなど。小学校の体育館を活用することで、駐車場の心配もすることも少なく済むのかなと考えます。子供たちの安全な遊び場所の確保、そして雨の日の遊び場所の課題解決、観光のお客様の雨の日の満足度向上にもつながり、さらにはお父さん、お母さんたちの新たなコミュニティーの場所として室内公園を整備することはできないか、町長にお尋ねいたします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 三木議員から室内公園についてご質問いただきました。

子育て支援施策として、雨の日や暑い日に屋内で子供を遊ばせることのできる室内公園についてはニーズがあるものと思いますし、私も三木議員同様、各方面からそういったご要望を伺っております。一例として、本年度より生涯学習課において、小学2年生以下を対象に、小豆島町キッズスポーツパーク、略してK i S P a ! を月1回土日で開催しており、利用者である保護者のアンケートでも、このような場所がなかったのが非常にありがたい。子供も目いっぱい楽しんでいましたという声が届いており、非常に好評をいただいております。今後、K i S P a ! の利用者数や運営状況を見ながら、小学校統合後の跡地利用についての地元協議の中で、地元や子育て世代の意見を聞きながら検討したいと思えます。単に、既存の小学校体育館を利用できるようにするのであれば、比較的安価な改修費で済むと思いますが、暑い日や寒いときの利用を考え、空調設備を設置するのであれば高額の改修費が必要となってまいります。

一方で、小学校統合に並行して、内海地区の認定こども園の検討を進めてまいります。平成29年3月の教育大綱では、統合後の苗羽小学校跡地を認定こども園の候補地としておりました。最終的な建設場所は、今後の総合教育会議で議論していくこととなりますけれども、もし苗羽小学校跡地になるのであれば、比較的新しい体育館でございますので、認定こども園の利用も考えて、空調設備の整備を検討することも可能ではないかなというふうに考えております。

詳細については、担当課長に説明させます。

○議長（谷 康男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（森 稔君） 私からは、小豆島町キッズスポーツパーク、K i S P

a！についてご説明いたします。

現在、生涯学習課において、地域おこし協力隊の加藤隊員の発案の下、今年度5月からK i S P a！を実施しており、内容については、毎月1回、土日の10時から12時、13時から16時に、体育館を全面使って様々な屋内遊具を開放しております。主な会場はB & G体育館ですが、真夏の暑い時期である7月と9月については小豆島中学校体育館、8月についてはイマージュセンター2階多目的ホールで、エアコンをかけて実施しました。企画した背景としては、まさに三木議員のご指摘のとおり、生涯学習課においても、保護者からの島内で天候に左右されずに遊べる施設が欲しいといった意見があったことや、近年の子供の著しい運動不足及び運動能力低下を解消したいという意見があり、K i S P a！を開催しております。11月30日時点で計16日間実施し、延べ520名という多くの子供たちが来場し、参加した保護者からも非常に好評であり、今後も継続してほしいという多くの意見をいただいております。

一方で、毎月の施設の確保や用具の搬入出は容易ではありませんので、できれば常設の場所を確保したいと考えております。常設のK i S P a！と室内公園とは施設を併用できると思いますので、先ほど町長答弁にありましたように、小学校の跡地利用及び認定こども園の検討を行う中で協議してまいります。以上です。

○議長（谷 康男君） 三木議員。

○9番（三木 卓君） 既に、雨の日の遊び場所の対策としてK i S P a！をやったという、知らない私が本当に恥ずかしい限りではありますけれども、大変すごくありがたいことでもありますし、今の町長答弁の中でも、幼・保の統合から少し検討する余地もあるという答弁をいただきました。当然なんですけれども、イニシャルもランニングコストもかかってくるような話ですので、簡単に決められるようなものでもないですし、財政状況も含めた上での検討という形になると思いますので、ゆっくりじっくりとこれは検討していただけたらなというふうに思います。

それでは、2問目に移ります。

公設民営のフードコートの建設をということで質問いたします。

現在の観光客に対する課題の一つとして、ランチを食べられるところが少ないという声を聞きます。これは、本当に多方面で私は聞くようになりまして、ある意味ランチ難民という言葉が結構、どう言ったらいいですかね、小豆島町の流行語大賞になりそうぐらい、いろんなところでこの言葉、ランチ難民という言葉聞くようになりました。観光イコール食と言っても過言ではないほど観光に食は付き物で、そこにどんなお店があるの

か、どのようなものが食べられるのかっていうのは、旅行を選択する上で大きな要因にもなるかなというふうに思います。例えば、北海道へ行ったら海産物を食べたいよねとか、熊本へ行ったら馬食べたいよなとかいうふうに、観光に行くっていうこと自体、何か食というのが必ずついてくるようなものになっていると思います。

また、何かおいしいもの、地元のもが食べられると予想してこられた方が、実際に来て食べられなかったという経験は、満足度を大きく減少させる要因にもなってくると。そういう意味で、もう一回あそこに行ってみようかなというふうにはなりにくくなってしまう、そういう危険性もはらんでいるのかなというふうに思います。だからこそ、現状のランチ難民については大きな課題だと私は考えております。

また、最近では、時間に余裕ができた方々が地元のお店に食べに行くという機会も増えてきており、地元の方々からは、増えてはきたけれども、まだ食べるところが少ないというふうにお聞きします。先般お話しした主婦の方々からは、結局土庄に食べに行く人も多いうふうにお聞きしまして、当町にそのようなお店があれば、町に落ちるはずのお金が隣町で落ちると。島は一つという観点から考えればそれも悪くはないんですけど、私は何か少し寂しい気がしてしまいました。新たにホテル建設の話も方々で聞くようになりましたが、そこでは食事の提供はないとも聞いており、今後はランチ難民だけではなくディナー難民も出てくることが、これも容易に想定されると考えております。

そこで、今後の食事難民の課題解決として、また地元の方々の食事の機会とコミュニティーの確保として、観光の目玉となるフードコートのような施設を建設することはできないかと考えました。そのフードコートでは、地元の食材や調味料を使うことを条件にすれば、地元企業もしっかりと潤うというふうに考えます。ただ、そのほか条件等はつけていくというふうになると、行政が運営っていうのは確実にしにくくなるのは間違いないかなと思います。だからこそ、公設民営が望ましいと私は考えております。

また、出店者は、地元の方々はもちろん、現在都会で活動して将来的に独立してお店を持ちたいとかいう方々にも来ていただき、様々なスキルを持った方々が集まることで、地元のお客様も、観光のお客様も訪れる理由づけになるのかなというふうに思います。これはすごい極論にはなってしまうんですけども、そこに行けば地元の食材、地元の調味料を使った中華、イタリアン、フレンチがあるというふうになってくると、ちょっと1回行ってみようかなと。1回行った人も、次にあれに行ってみようかなというふうになってくるのかなと考えております。現状の課題、そして将来的な課題を解決していくためにも、公設民営のフードコートの建設はいかがでしょうか、町長にお聞きします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 三木議員から小豆島の観光における課題の一つ、食に関するご提案をいただきました。

議員ご指摘のとおり、観光と食は密接な関係にあり、旅先を選ぶ要素として、また風景、歴史、文化的価値などと並んで、おいしい食事は旅の満足度を大きく左右すると言われております。近年では、ガストロノミーといった格式高い食事の提供も注目を浴びておりまして、今後のインバウンド需要を考慮しますと、食事難民への対応は喫緊の課題であると認識しております。一方、コロナ禍によりまして、複数の宿泊事業者が休業を余儀なくされ、ここ数年で約1,000人の宿泊キャパが減少しており、食の課題と同様に、滞在時間の長期化、あるいは消費単価の上昇を妨げる要因となっております。幸いにも、民間事業者によるホテル建設の動きが現実的になってはいるものの、議員ご指摘のとおり、食事の提供がない、いわゆる泊食分離が主流となっております、インバウンド需要が高まる今後にあってはその傾向が一層顕著になることが予想されることから、食への対応がますます重要となってまいります。

議員ご提案の公設民営のフードコートの建設については、私自身も参加しました若い世代を中心とした会合の場で、観光客向けのレストランを公設民営で旧役場跡地に造ってほしいと、こういった意見も頂戴しており、その必要性は十分に承知しておりますので、費用対効果を慎重に見極めながら、一つの方策として検討してまいりたいと思います。また、特に最近では各地のイベントでキッチンカーを見かける機会が増えており、その需要を把握するため、観光協会による実証実験を行っているほか、地元の飲食店が大きなビジネスチャンスと捉えて、食事を提供していただくことで、観光客と地域住民との交流を通じて、再び訪れたいといったリピーターの獲得にもつながるものと考えております。

いずれにしましても、観光振興の柱とも言えます食に関しては、国内外から選ばれる観光地を目指すには避けては通れない重要なテーマでございます。今期定例会最終日の総務建設常任委員会では、観光協会を中心に両町連携の下で策定いたします小豆島観光ビジョンについて説明を予定しております。同ビジョンでは、基本戦略に基づくアクションプランとして食の拠点づくりを掲げており、この指針に沿って、議員ご提案の手法のほか、意欲ある民間事業者の参入があれば可能な範囲で支援し、官民一体となって直面する課題を解決してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 三木議員。

○9番（三木 卓君） 若者との会合の中で、公設民営のフードコートっていうような話

も出たっていう答弁がありました。若者の発想とか熱い思いっていうのは、私は資産だと思しますので、その資産を上手に、活用するという言い方はちょっと失礼かもしれないんですけども、そこに投資していくということもすごく大事な事かなというふうに思います。当然、投資っていうことをするのであればリスクは伴うわけで、こういう表現はよくないかもしれませんが、失敗する可能性もあると。ただ、そこをちゃんとフィードバックを町のほうでもらうことで、それは次回に対する養分というものになっていくかなというふうに思いますので、町長の所信表明の文章の中で、住民の皆様が豊かに暮らせるまち、若者が夢を持ってチャレンジできるまちを目指して積極果敢に編成しましたという所信表明がありました。ぜひ、来年度の予算も、そのように若者が夢を持ってチャレンジできる町の予算を積極果敢に編成していただきたいと思います。私からは以上です。

○議長（谷 康男君） 暫時休憩します。再開は13時とします。

休憩 午前11時57分

再開 午後0時54分

○議長（谷 康男君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（谷 康男君） 3番河井修議員。

○3番（河井 修君） 私からは、今回1つだけ質問をさせていただきます。

公共施設のネット予約システムの利便性向上をということで、私は以前から趣味のために小豆島町管理の旧福田小学校の体育館を時々利用していますが、令和5年度から公共施設予約サイトからのネット予約が必要となりました。この目的は、恐らく鍵の管理者の軽減負担と、借りる人の利便性の向上にあると思うんですけども、福田体育館に関しましては、現在も鍵のやり取りは以前と変わらず公民館へ出向いてもらっています。そのため、かえって何か二度手間なことをやってるなど感じております。この状況は変わるんでしょうか、お尋ねします。

また、町内の他の施設でのネット予約のシステムの運用状況はどうなってるのか。便利になってるんでしょうか、お尋ねします。お願いします。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 河井議員から公共施設の予約についてご質問をいただきました。

ネット予約システムは、従来の窓口や電話での予約に加えて、利便性を高めるために導入した制度であると利用者の皆様に説明をしております。高齢者やSNSが苦手といった

利用者の方や、手間と感じる方は、生涯学習課や公民館での窓口申請や、電話といった従来の予約方法を利用させていただきたいと思います。また、公共施設の鍵については、生涯学習課所管の町内で貸し館を行っている全ての公民館に、鍵ダイヤルつきキーボックスを設置しており、各利用者が現場で開錠や施錠ができるようになっております。一方で、体育館は利用形態や管理面を考慮して、一部の体育館にはキーボックスを設置しておりません。福田体育館については、導入前に福田公民館職員との事前協議を行って、定期利用者が1団体であることなどから、従来どおり公民館での鍵の受渡しとしております。利用団体にもご理解をいただいているものと思っておりますが、何らかの改善のご要望があるのであれば、生涯学習課、または福田公民館にご相談いただければ検討し、対応したいと思っております。

予約システムの運用状況については、令和5年11月現在、約44%の利用者がネット予約に移行し、おおむね好評をいただいております。

詳細については、担当課長から説明します。

○議長（谷 康男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（森 稔君） 私からは、予約システムの運用状況についての詳細を説明させていただきます。

令和5年4月24日より運用を開始した予約システムは、直後の5月は予約件数721件のうちネット予約は130件で、利用率18%でしたが、11月には予約件数714件のうちネット予約が312件で、利用率44%へと増加し、多くの方にご利用いただけるようになっております。実際、利用者の声では、特に若年層を中心に、仕事の合間に公民館に行く必要がなくなり、好きな時間に予約できるようになった。また、公民館の職員からは、予約の電話や申請書が大幅に減り、予約関連業務が低減されたと聞いております。今後も、よりよい運営となるよう、利便性の向上に努めてまいります。以上です。

○議長（谷 康男君） 河井議員。

○3番（河井 修君） お答えいただきましたけども、福田体育館の利用者は1団体のみということで、その1団体の私です。

今、ネット予約当初の公民館の手続は2つやってるんですけども、もし体育館にダイヤル式の鍵のボックスがつかないのであれば、もうネット予約は必要ないと思うんですけども、どうでしょうか。公民館で以前どおりの手続だけでやったほうが、私は自分の手間が少なくていいなと思っております。どうでしょうか。

○議長（谷 康男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（森 稔君） 従来からご説明しておりますとおり、以前の予約システムにプラス、インターネット予約がついたということで、インターネット予約で、ほかの施設につきましては体育館に鍵ボックスを設置して、直接行って開けられるように対処しております。そして、先ほど教育長の答弁のように、全ての施設をやっていく中で、公民館と利用団体の協議が調っておると思っております、そのこの福田体育館については、河井議員さんとも話をし、それが利便性がいいというふうになって、鍵を設置しなかったというふうにはちょっと私のほうは捉えておりますので、ただ準備についてはいかようにもこちらのほうは対応できます。福田体育館に鍵を設置して鍵を開けるようにすることもできますし、従来どおり公民館で鍵を受け取りたいのであれば、そのようなところにもありますので、今後また福田公民館とともに協議させていただいて、決定していきたいと思っております。

○議長（谷 康男君） 河井修議員。

○3番（河井 修君） 分かりました。ありがとうございます。

私個人としましては、ネット予約して、鍵が体育館に保管されてる状態のほうが公民館へ行かなくて済むなと思っております。それで、その方向でやってもらえるのが、それがありがたいと思っております。私からの質問は以上です。

○議長（谷 康男君） 8番中川光秋議員。

○8番（中川光秋君） 8番中川です。今回は、旧町役場跡地の今後の利用についてお聞きしたいと思います。

以前にもあったと思いますが、既存施設とは差別化した、町内の皆さんだけでなく、観光に訪れた皆様が笑顔になれるような場所になればと期待しております。町としてはどのようにお考えしているのか、現状どのような計画になっているのか、お聞かせをいただきたいと思っております。お願いします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 中川議員から旧町役場跡地の今後の利用についてのご質問をいただきました。

旧町役場跡地については、小豆島東消防署前から牟礼病院前交差点までの区間で、香川県による国道436（安田工区）として拡幅事業が進められており、旧町役場跡地部分の工事は令和5年度末に竣工予定で、新たにバスレーンが設置され、令和6年度にはバス停も設置予定であります。現時点で、旧役場跡地の具体的な活用方法は決まっておりません

が、現状としましては、小豆島まつりなど各種イベントの駐車場として活用しておるだけでございます。

議員ご指摘の町内の皆さんだけでなく、観光に訪れた皆さんまでもが笑顔になれるような場所というご意見はごもっともだと思いますし、私もぜひそうあるべきだというふうに思っておりますけれども、交差点の角地でありまして、東消防署と信号との間にバスレーンとバス停が設置されることから、観光バスなどの大型の車両の出入りが難しいこと、町民や観光客が集まる施設を造るには、それ相応の駐車スペースも設ける必要がございますので、そういったことを考えると、現状の敷地面積ではやや狭いのではないかといった意見もございます。

いずれにしても、町の重要な場所であることから、その活用については、先ほど三木議員にもご提案いただきましたけれども、様々なご意見を伺いながら、慎重に検討していきたいと思っておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 中川議員。

○8番（中川光秋君） ありがとうございます。

まあ考えるに、場所は旧内海町の中心地であるし、広さもやや広いと思っておったんやけど、今お聞きするとどうかなということも考えられますが、先ほど三木議員が質問されたことに水を差すようなんですが、私は実は質問で前もって考えておったのが、町内の子供たちが遊べる施設について、雨天でも家族が笑顔になれるような遊び場、全天候型遊戯施設を考えておりました。子育て家庭が、年齢や性別の異なる子供たちと一緒に過ごすことができる、既存施設とは差別化した遊び場であり、例えばネット遊具や滑り台、ボルダリングや、安全に走り回れるスペース、また自転車の練習ができるスペース、単に遊具だけではなく、五感や創造力、好奇心を育めるような施設、体幹やバランス感覚、体力を養いつつストレスも発散できるような魅力的な施設、厚かましいようですけど、そのようなことも考えておりました。三木議員がおっしゃったように、確かに旧体育館利用のほうが費用もかからないということなんですけど、一応先ほど言ったまちの中心であり、やや広めの土地なんで考えていただけたらと思っております。

それでは、2つ目のご質問をさせていただきます。

寒霞溪の登山道や紅葉の整備をとということで、小豆島町商工観光課の寒霞溪二十景というパンフレットがございます。冒頭部分に、瀬戸内海国立公園の象徴寒霞溪は、表12景、裏8景からなる雄大な景勝地で、日本三大溪谷美の一つに数えられております。寒霞溪には、表12景、裏8景ということなんですけど、それと最高峰である星ヶ城山に続く登山道が

あります。登山道からは、長い歳月により創り出された奇岩怪石や、小豆島だけで見ることのできる希少な動植物、野生のニホンザル、雄大な自然、また海が一望できるということで、満喫しながら歩くことができますと、ロープウェイと併せて書かれています。

この登山道についてでございますが、特に裏8景が廃れてきている。以前より歩くのに危なくなったという声をよく聞きます。先日、今日のこともありますので私も様子を見に行ってみましたが、確かに滑って転びそうだし、看板も見えにくくなったということを実感して帰ってきました。この寒霞溪への登山道について、どのようにこれから日頃の整備をされていくのか、また今後の計画もお聞きしたいということで、お願いしたいと思っております。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 中川議員から寒霞溪の管理、整備に関するご質問をいただきました。

日本三大溪谷美の一つに数えられる寒霞溪は、四季折々に変化が織りなす景勝地として毎年多くの観光客が訪れるほか、地元の子供さんたちの遠足コースにもなっているなど、地域内外の皆さんに愛される小豆島が誇る観光資源だと思っております。議員ご指摘のとおり、近年の異常気象、あるいは獣害などを起因とする登山道や、山頂周辺の遊歩道における落石や倒木など、過去にあまり例のない事象が各所で確認されており、その都度撤去している現状にあります。せんだって、関西小豆島中央高校同窓会の席上でも、ある方から寒霞溪が荒れていると。何とかしてほしいというようなお声もいただいております。また、本年4月にはロープウェイ開通60周年、来年3月には瀬戸内海国立公園指定90周年の記念すべき年を迎えます。将来にわたって、先人が築いてきた寒霞溪を継承していくことは、私たちに課せられた使命だというふうには思っております。

ご質問の山全体の管理、整備に関する抜本的な対策には、登山口から山頂にかけて約47ヘクタールに及ぶ広大な面積とあって、相当の期間と経費を要することが容易に想定されるため、中・長期的な展望を見据えた十分な議論が必要だろうというふうに考えております。現時点では、具体的な整備計画策定の見込みはございませんが、まずは来年度から通年にわたって、登山道や遊歩道を中心に巡回パトロールの実施を計画してありまして、歩行者の安全対策を講じたいというふうに考えております。

また、紅葉の色づきに関しては、一般的には気象条件、すなわち日中と夜間の寒暖差に左右されたり、周辺木々の生育状況など自然が相手のことでもありますから、専門家の意見を伺いながら調査研究を進めてまいりたいと考えております。

なお、現在の管理状況や周辺環境の整備などについては、担当課長から説明いたします。

○議長（谷 康男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（相原隆幸君） 私からは、まず現在の登山道の管理状況についてご説明いたします。

先ほど町長の答弁にもございましたように、落石や倒木といった過去には例の少ない事象があちこちで確認されておりまして、寒霞溪ロープウェイの職員が実際に来訪者の声を伺っております。その多くは、落石や倒木があり危険で、本来の価値を下げています。また、木々の成長で奇岩が見えにくく、その影響で光が差さず、暗くて怖い、そういった現状を踏まえた率直な意見となっております。抜本的な対策は難しいながらも、安全確保の観点からもその対策は急務となっております。

まず、登山道に関して申し上げますと、表12景及び裏8景、こちらは町道となっております。毎年秋の紅葉シーズン前には、当課職員と建設課の職員が実際に、先ほど中川議員がおっしゃったように、徒歩にて現地を確認し、当該町道での落石や倒木などが確認された際には、建設課のほうで撤去作業を実施し、速やかに対応しているところでございます。一方、山頂周辺の遊歩道につきましては、主に神懸山保勝会、または草壁財産区の所有となっております。直営、あるいは規模によっては業者に撤去を依頼しております。町長からも申し上げましたように、今後は定期的な巡回を実施することで、美しい景色を満喫しながら歩くことができるよう、安全対策を講じてまいりたいと考えております。

このほか、令和3年度には紅雲亭公衆トイレ、こちらを新設しまして、寒霞溪のイメージアップと観光客の満足度向上を図るとともに、昨年度令和4年度におきましては、その背後地にあります急傾斜からの落石防止工事と、豪雨対策として駐車場の排水工事を行うなど、快適かつ安全な周辺環境の整備を進めたところでございます。

町長答弁にもございましたとおり、小豆島が誇る屈指の観光地として多くの皆さんに安心して訪れていただけるよう、必要な安全対策を講じながら持続可能な観光地づくりに取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（谷 康男君） 中川議員。

○8番（中川光秋君） ありがとうございます。

課長も草壁出身なんでご存じやと思うんですが、1964年1964会という会が、草壁の青年団を中心に発足してました。私は高校3年生だったんやけど、その頃からありました。結構な活発な活動をされて、4,000本の紅葉を植えようということで始まったようで

す。そのときの町長が川西町長だって、1万本までいけるというような町の支援もあったそうです。ところが、高齢化して今半数ぐらいしかどうもないようです。でも、毎月集まっているいろいろな小さなことから、溝に落ちた落ち葉を取るとかというようなことはされておるようです。そういうふうなボランティアもありますので、また町のほうもご支援というか、ご協力をしていただけたらと考えております。以上です。ありがとうございました。

○議長（谷 康男君） 13番鍋谷真由美議員。

○13番（鍋谷真由美君） 私は、4点について質問をさせていただきます。

まず1点目は、物価高から住民の暮らしを守る施策をということです。

この間、コロナ危機からの経済回復による物価の上昇や、ウクライナ侵略戦争の影響によるエネルギー食料等の物価高騰がますます広がり、住民の暮らしの困難と厳しさが増しております。特に、年金生活の方からは悲鳴が上がっています。スーパーでは夕方半額の札、あのシールを貼るのを待って買ってるとか、行くたびに食料品の値段が上がっている、そういう声を聞いております。政府の総合経済対策では、税の増収分の一部を還元するといって、1年だけの所得税減税を盛り込みました。しかし、実質賃金が26年間で年64万円も減っている下では、焼け石に水にもなりません。また、6か月も先のことであり、物価高の対応になっていません。その上に、所得減税等の恩恵さえ及ばない人が、全国で約1,000万人いると言われております。非課税でなくても困窮している世帯、独身者や子供のいない世帯の中には、私たちを置き去りにしていると切実な声が上がっています。

本町のそういう方たちの人数、そして直接支援についてどうお考えかお尋ねいたします。また、来年度予算編成に当たって、町長のお考えをお尋ねします。特に、住民の暮らしを守るためにどのような施策を考えておられるのでしょうか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 反問権を行使します。許可願います。

○議長（谷 康男君） 許可します。

○町長（大江正彦君） 鍋谷議員からのご質問の中で、非課税でなくても困窮している世帯、独身者や子供のいない世帯の人数を問われましたけれども、前段で世帯とおっしゃりながら人数を問われるのもおかしな話だとは思ってるんですが、取りあえず住民基本台帳上の世帯数で申し上げますと、独身者も含む単身世帯は2,997世帯、2人以上の世帯で子供がいない世帯は1,929世帯となっております。これは課税、非課税も含めた全体の世帯数であります。なお、子供がいない世帯については、住民基本台帳上で、子という続き柄の

者がいない世帯を抽出しておりますので、例えば祖父母とお孫さんの世帯は子がない世帯に含まれておりますし、実際にお住まいになっていない世帯や外国人労働者も含まれておりますので、実数は申し上げた数字より数百世帯少ないものをご承知おきください。

一方の非課税でなくても困窮している世帯についてですが、議員はこれをどうやって把握しろとおっしゃるのでしょうか。困窮しているかどうかをどうやって判定するのでしょうか。ご教示いただければと思います。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 具体的に世帯数とか人数でつかむのは難しいとは思いますが。ただ、そういう声があるというところで、町民からの非課税の方だけが困っているんじゃないかと、物価高とかそういう影響は全世帯、全町民が受けているわけで、一部だけの減税とか、一部の人だけへの給付とかってというのは、やっぱりそういう人数は分からなくても、そういう世帯は絶対あるはずで、そういう人たちにもそういう対応をしていただきたいという意味ですが、よろしいでしょうか。

○議長（谷 康男君） 反問に対する回答が出されましたが。

○町長（大江正彦君） 反問を終了します。

それでは、今鍋谷議員からおっしゃっていただいたように、非課税でなくても困窮している世帯、これについては数はよろしいかということですね。

では、鍋谷議員のご質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、生活の困窮度は、世帯の収入をはじめ家族構成、預貯金、あるいは負債、こういったものがあるかないか、これによって千差万別であります。議員の質問とは逆に、住民税が非課税であっても生活に困窮していない世帯、これも事実として存在いたします。この要因は、代表例を申し上げますと、遺族年金収入の情報を町では保有しておりませんで、収入として課税認定していないといった課題がございます。また、預貯金等の資産についても町では情報を持っておりませんので、真の生活困窮者を把握することはできません。マイナンバーカードの普及や活用が進み、町民全員の所得や資産が町で把握できるような時代が来れば別ですけれども、現状では個々具体的に聞き取り調査を実施するしか手段がありませんし、全ての住民に対し、公平に聞き取り調査を実施するのが物理的に不可能であると同時に、聞き取った内容が正しいのか、本当なのかどうか、これを調査することも同様に不可能であります。

したがって、私たちが置き去りにしていると声を上げておられる方たちの人数は把握できておりませんし、町行政が持っている税情報では、生活困窮者の完璧な把握と支援

は困難な状況であります。しかしながら、真に生活に困窮している方については、行政としては暮らしを支える必要がありますから、現実的な対応としては、最後のセーフティネットである生活保護制度によって支援すべきと考えております。

次に、来年度予算における暮らしへの対応であります。給食費の無償化をはじめ、出産、子育て応援給付、子ども医療費給付など、極めて厳しい財政環境ではありますが、子育て支援をはじめ、これまでどおり暮らしに対する対応をしていきたいと考えております。なお、議員もよくご存じのとおり、町の課題は無限にございますけれども、町税等町の財源はごく限られておまして、施策の優先順位を見定めながら、これから予算編成を行ってまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 直接支援は生活保護ということですが、それはまた本当にそれが必要ですが、みんな困っている、みんな物価高の影響を受けているということなんですね。例えば、丸亀市では5千円のガソリン券を全世帯に配布するということを決めたそうです。これがいいかどうかは別にして、そういう形で全町民へのそういう支援というのは考えてはおられないのか、お尋ねします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 今、丸亀のガソリン券の配布のことをおっしゃいましたけれども、車を持っていない世帯、当然それもあるわけで、そういった個々の事情を把握はできませんので、我々としては全世帯にくまなく配布するような施策は、現時点では考えておりません。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 丸亀は、ガソリン券が要らない人はまた別のものをするということだそうなので、そういうことも考えられるかなと思います。

それで、もう一点お尋ねしたいのは、本当に物価高で皆さん困っているわけで、直接物価を下げるという点では、消費税減税が一番いいんですよね。国民に届く最も効果的な経済対策だと思います。経済の専門家からも、消費税減税によるGDPの押し上げ効果は、所得税減税よりも大きいという試算が出されているそうです。ということで、ぜひ国に対して消費税減税を求めていただきたいと思います。いかがですか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 消費税については、町議会で話し合うべきことではありませんので、答弁は差し控えさせていただきます。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 話し合うとかじゃなくて、国に対して、町民が困っているから減税をしてほしいということをお願いしたいということなんですけれども、それも駄目なんですか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 申し訳ありませんけれども、全国1,700の自治体の中で、我が町だけが声を上げてどうなるのかということでもあります。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） みんなが声を上げるべきだと思いますけれどもね、我が町も含めて。その点は本当に思っております。これ以上言っても駄目なんで、次の質問に行きます。

2番目は、平和の大切さを伝える取り組みをということです。

ロシアのウクライナ侵略が続き、イスラエルとハマスの戦闘が深刻化する中、多くの人々が戦争をやめて平和を取り戻すために声を上げ、行動に踏み出しています。ところが、日本政府は国連総会決議には棄権をしました。さらに、日本が議長を務める主要7か国、G7外相会合の共同声明は、ロシアの国際違法行為を非難する一方、国際法に違反するイスラエルの蛮行への批判はありません。国連憲章、国際法は、全ての国連加盟国が履行の義務を負っており、どんな国であれ国連憲章、国際法に反する暴挙は許さない、この1点で国際社会が力を合わせる事が急務だと考えますが、町長の見解をお尋ねします。

それと、またそんな情勢の中で、「二十四の瞳」の平和の島小豆島町として、これまで以上に平和の取り組みや発信を行うことが必要ではないかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。例えば、島には特攻基地跡や戦争中の強制労働跡地など、重要な戦跡が多くありますが、町民にはほとんど知られていないのではないのでしょうか。マップや資料等を作成し、広く町民に知ってもらい取り組みはできないのでしょうか。特に、子供たちや若い人たちに知ってもらい、身近なところから平和について考えてもらえる教材にもなると思いますが、どうでしょうか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） すいません。反問権の行使を許可願います。

○議長（谷 康男君） 許可します。

○町長（大江正彦君） そうですね。

参考までに、1点について議員のご認識を確認させていただければと思います。

北方領土を返還しないばかりか、軍事力によるクリミア半島の占領をはじめとするウクライナ侵攻を続ける国、日本海や日本を飛び越えて太平洋上に着弾するような核弾頭搭載可能なミサイルの発射実験を繰り返す国、日本固有の領土である竹島の不法占拠を続け、平成30年12月、海上自衛隊の哨戒機に、いきなり駆逐艦から複数回にわたって火器管制レーダーを照射する国、船舶や軍用機によって尖閣諸島周辺の領海や領空の侵犯を繰り返すばかりか、自国の領海を広げるために、軍事力を背景にした既成事実化により、日本や南沙諸島周辺国との領海線を引き直そうとする。さらには、北海道をはじめとする日本の国土を買いあさる国、この国は平成25年1月、日本の領海内で自衛隊のヘリコプターや護衛艦に、フリゲート艦から火器管制レーダーを照射したこともあります。これらの国は、全て日本の隣国であると同時に、日本本土への直接攻撃能力を有しています。特に、ロシアや中国の領土、領海拡大指向は年々鮮明になっていると思います。

鍋谷議員は、ご質問の中で、ロシアによるウクライナ侵略や、イスラエルのハマス攻撃など、日本から遠く離れた紛争のことばかりを、国際法違反の暴挙、蛮行だにご指摘されましたが、日本の隣国が日本周辺で行っている行為、日本が直面している一触即発の危険をはらんだ隣国の行為は、国際法違反ではないとのご認識でしょうか。違反しているとお考えなのか、違反していないとお考えなのか、どちらかでご教示いただければと思います。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 国際法違反に含まれると思います。

○町長（大江正彦君） では、今後そういった国の批判を、町議会の場でおっしゃっていただきますでしょうか。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） いや、そのことも町長に問うたら、含めて町長の見解を述べていただけるのでしょうか。それでしたら、そういうのも全部含めて今度言います。

○町長（大江正彦君） はい。見解も述べますので、ぜひそういうことも含めておっしゃってください。以上です。

それでは、鍋谷議員のご質問にお答えいたします。

これまでも申し上げてまいりましたが、本町には黒島伝治、壺井栄、壺井繁治と、悲惨な戦争の時代、またその後の平和国家への歩みの時代に、平和を望む声を発信してきた作家を同時期に排出いたしました。まさに、平和の島であると考えております。また、オリブという平和のイメージに重なる特産品もございまして、様々な機会を捉えて平和の島

小豆島を発信していきたいと考えているところでございます。したがって、恒久平和を願う本町におきましても、議員と同様の考え方であり、命と暮らしを守る立場である私も、戦争には絶対反対でございます。しかしながら、国連総会の決議及びG7外相会合の共同声明に関しましては、国政の場で議論していただくべきものであると認識いたしておりますので、答弁は差し控えさせていただきたいと思っております。

子供たちへの平和学習については、教育長から答弁させます。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 私からは、子供たちの平和学習についてお答えします。

子供たちが平和の大切さを理解し、平和な社会を築く態度を育むことは大変重要であるとの認識の下、平和学習に取り組んでおります。現在、小・中学校では、児童・生徒の発達段階に応じた平和に関する教育を実施しており、小学校においては、社会科や道徳教育の中で、命の尊さや平和の大切さを学習しています。また、中学校では、社会科や人権学習の中で、長崎の原爆などについての平和学習に取り組むとともに、修学旅行で長崎平和公園や原爆資料館を訪問し、その振り返りを行うことで平和への理解を深めています。

小・中学校において、島内の特攻基地跡や、戦争中の強制労働跡地などを学ぶことについては、現状としては、教員がそれらの知見を得て教材を作成し、授業を行うことは難しいと考えております。今後、さらに平和への理解を深め、子供たちに平和を願う心が受け継がれていくよう、教科書だけではなく身近な教材を取り入れることも検討し、平和教育を実施してまいります。以上です。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 特攻基地跡とか、そういう強制労働跡地とか、いろんな形で小豆島には戦跡があるんですね。そういうことを知っておくということは大事なことだと思います。戦争中に、特攻の嵐部隊の基地がありました。そして、関連施設があちこちにあります。そういうことを知らない人がすごく多いということで、住民の中にはそういうことを調べて文書にしたり、図書館には体験者の本なども置かれています。そういうのをぜひ先生方にも知ってもらいたいということも大事かなと思いますので、そういうものがある、また資料もあるということで、例えば広報とかで紹介するとか、そういうこともしただけならと思います。その点、いかがでしょうか。

それと、先ほどの町長の反問というのが私はちょっと納得いかないんですけども、国連総会決議とか共同声明のこととかじゃなくて、今現に子供や病人やその住民がウクライナやガザで殺されてると、そのことについてすぐやめるべきだと。ジェノサイドはやめる

べきだと、そういう声をみんなで上げていくことが大事じゃないかということで、今現に行われている戦い、殺されている人たち、それをストップさせるために声を上げていくことが大事じゃないかなということを伺ったわけで、町長はそのことにお答えいただけたらと思うんですが、いかがですか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 鍋谷議員から、ご質問の中で国際法の暴挙は許さないということでありましたので、我々が直面している隣国の行為が国際法に違反するのかどうか、その1点を念のために確認させていただきました。鍋谷議員から、今後そういった国の非難もこの場でしていただけるということですので、それはそれでよかったですのではないかなと思っております。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 今行われている住民、子供たち、赤ん坊たちが殺されている現実に対して町長はどう対応されるのかという。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 当然ながら、鍋谷議員がおっしゃるように、国際違反の蛮行、それであることは当然であります。当然でありますけれども、外交、国防、このあたりは国で議論されるべき話ですので、町議会の場では発言を差し控えさせていただきたいと思っております。蛮行であり、とんでもない行いであるという認識は、鍋谷議員と同様でございます。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 再度、学校で特攻跡とか強制労働跡地について学ぶということでご質問がありました。

今、鍋谷議員もおっしゃりましたが、教員の中でもほとんど知識がないと思います。私たちの年代でも、あったことは知ってます。古江とか昔何十年前に見た記憶はあります。ただ、先ほど本があるということも言いましたが、教員が行ってその本を読んで、それで授業を行うということはまず難しいと思います。ですから、非常に働き方改革が言われている中、教員にさらなる負担となる、そういうふうな戦争跡地等についての知見を得て、そこから教材を作成して授業案を考えて授業を行うということは、非常に難しいと思っています。以上です。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） では、次の質問に行きたいと思っております。

3番目は、ヤングケアラーなどの介護者への支援をということです。

ヤングケアラーとは、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子供のことです。年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響があることから、実態の把握及び支援の強化が求められています。本町でもその実態を正確に把握し、必要な支援につなげる対応策に取り組むために、ヤングケアラーの実態調査をする必要があるのではないですか。本町の実態と取り組みをお尋ねします。

また、ヤングケアラーだけでなく、高齢者が高齢者を支える老老介護も増え、介護する人の約7割が悩みやストレスを抱えて、介護離職する人も年に10万人に上っていると言われています。そんな中、家族など身近な人の介護や世話をする介護者、ケアラーを地域全体で支えることを目指して、自治体が条例を制定する動きが広がっています。埼玉や北海道、長崎などの自治体が、ケアラー支援条例に基づく具体的な取り組みを始めているそうです。本町でもケアラー支援条例を制定して、取り組みを充実強化するお考えはありますか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 鍋谷議員からヤングケアラーなどの介護者への支援についてご質問をいただきました。

ヤングケアラーの実態把握については、令和5年1月に、県教育委員会がヤングケアラーの早期発見や適切な支援のあり方について検討する際の基礎資料とするため、小学校5年生と中学校2年生を対象にアンケート調査を実施しておりまして、該当学年の児童・生徒には、ヤングケアラーに該当する者はいないという結果となっております。しかしながら、この結果のみでないと判断はできませんので、子供と接する時間が長く、日々の変化に気づきやすい学校現場において、担任や養護教諭を中心に、日々の学校生活や家庭訪問、期末懇談会などを通して注意深く見守っていきたいと考えております。

また、ケアラー支援条例について、現在のところ制定する考えはございませんが、ヤングケアラーを含めた介護者支援の取り組みについては、相談窓口の体制や、医療・福祉・介護、教育など各分野の連携強化のほか、ヤングケアラーに関する広報啓発を行い、ケアラーの存在や支援の必要性をはじめ、正しい理解の促進を図ってまいりたいと考えております。

介護者が身体的、精神的な負担を抱えることがないよう、住民の皆様のご協力をいただ

きながら、地域全体で取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 本町では高齢化が進む中で、老老介護っていうのもすごい大変になってると思うんですが、現在介護で困っている人たちの相談窓口とか、その実態をつかむというのはどういう形で行われているのか、具体的などころでお尋ねしたいです。

○議長（谷 康男君） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（古郷信子君） ヤングケアラーに関しまして、先ほど町長の答弁でもございましたように、医療・福祉・介護、教育など多分野、多職種、多機関の連携が必ず必要になってくると考えております。私の課では介護のほうの分野にはなりますが、令和6年度から8年度にかけて、第9期の介護保険事業計画を今策定中でございます。鍋谷議員もご存じかとは思いますが、その中にヤングケアラーの支援に関する項目を入れる予定としております。内容につきましては、相談窓口の体制整備、あと直接住民のお宅へ訪問するケアマネジャーの研修などを計画しておりまして、それについて今小豆島町の福祉と医療の推進会議のほうで協議しております。今月21日に、その内容につきまして委員の皆様からご意見をいただきまして、詳細につきましては27日の教育民生常任委員会のほうでもご報告できたらと考えております。以上でございます。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） いろいろ計画ができるということなんですけれども、社会全体で幅広い分野で、そういうケアラー、介護者の人を支える仕組みづくりというのが必要だと思います。行政の支援の取り組みとか継続性を担保する上でも、ケアラー条例っていうのは大事なかなと思いますので、ぜひ研究、検討をしてもらいたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（中島有紀君） ケアラー支援条例の制定について検討いただきたいというご質問でございますが、先ほど町長からの答弁にもありましたように、現在のところは制定する予定はございませんが、今後他の自治体の例とかを研究してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 最後の質問です。

自衛隊への名簿提供をやめるべきではないか。

住民に知らされないまま自衛隊への名簿提供が行われていますが、何年前から何人分の名簿を提供しているのか、お尋ねいたします。少なくとも本人の同意が必要ではないのでしょうか。岸田政権は、国家安全保障戦略など安保3文書に基づき、敵基地攻撃能力保有や、その名目の軍事費倍増などを着々と進める中、国による軍事優先の度合いは戦後最も高い段階にあると言えます。自衛隊が専守防衛から逸脱し、他国を先制攻撃しかねない軍事拡大の道に突き進んでいる現在のような情勢の中であって、名簿提供は単なる職業紹介の事務とは異なり、命のやり取りをする武力行使を実行する組織へつなぐ糸口ともなるものであり、極めて慎重な判断と責任が求められるのは明らかです。自治体を戦前のような戦争国家づくりの下請機関にさせないためにも、名簿の提供はやめるべきだと思いますがいかがでしょうか。少なくとも、本人への周知と本人同意が必要です。除外申請の制度の導入をすべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 反問権を使わせていただいてよろしいでしょうか。

○議長（谷 康男君） 要求については、これを許可します。

○町長（大江正彦君） 1点だけ、議員のご認識を確認させていただければと思います。

議員のご質問の中で、国の軍事優先の度合いは戦後最も高い段階にあるとご指摘されました。一方、日本を取り巻く安全保障環境は、先ほど2問目の質問への反問の中でご指摘させていただいたとおりであります。私は、日本国の国民が攻撃される危険も戦後最も高まっていると認識をしておりますが、議員はこの点についてどうのご認識をお持ちでしょうか。日本の国土、国民への危険が高まっているとお考えなのか、高まっていないとお考えなのか、お答えいただければと思います。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 日本が軍事を拡大すればするほど、危険は高まると思います。高まっていると思います。

○議長（谷 康男君） よろしいか。

○町長（大江正彦君） 分かりました。僕の認識と違うので、はい。

○議長（谷 康男君） これでよろしいですか。

○町長（大江正彦君） 結構です。

それでは、鍋谷議員からのご質問にお答えいたします。

自衛官等募集事務は、自衛隊法第97条第1項の規定により、市町村の法定受託事務とされておりまして、自衛隊法施行令第120条で、防衛大臣は自衛官の募集に関し、必要があ

ると認めるときは、都道府県知事及び市町村長に対し、必要な報告、または資料の提出を求められることができると規定されておりまして、報告及び資料の提供は、法令の趣旨に沿って適切に判断しているところでございます。本町といたしましては、自衛隊の求めに応じ、個人情報保護法に基づき名簿の提供を行っており、議員のご質問の何年前から何人分の名簿を提供しているのかにつきましては、過去の資料がございませんのでお答えできませんが、令和4年度では、平成17年4月2日から平成18年4月1日までにお生まれになった男女計104人分の名簿を提供しております。近年でいいますと、大体100人前後かなと思っておりますので、大体ご想像はつくかと思っております。

自衛隊という信頼できる国の機関であり、募集への協力として求めがあれば、今後も情報を提供してまいりたいと考えております。しかしながら、議員ご指摘のとおり、法令等の根拠に基づく提供である一方で、自衛隊への自己の個人情報の提供を望まない方への配慮として、情報提供の対象者から除外する除外申請の必要性については検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 町長は、自衛隊法97条1項で法的根拠として言われましたけれども、これも疑義があるんですが、詳しくは述べませんが、仮に百歩譲って国が示す根拠に沿ったとしても、そもそも国からの通知は、自衛隊法施行令120条の防衛大臣が市区町村長に資料の提出を求められることができるとする規定にのっとったものでしかありません。また、2021年2月の防衛、総務両省による通知は、地方自治法245条の4の1項に基づく技術的助言とされ、同247条3項では、助言等に従わなかったことを理由として不利益な取扱いをしてはならないと規定しています。つまり、国からの依頼に応じるかどうかは自治体が独自の判断で決めることができます。言うまでもないことですが、名簿を提供しない非協力的な自治体だからとして、災害の際に救助に出向かないなどの不利益な対応をとることは当然許されないのです。

適齢者名簿の自衛隊への提供について、自治体が依頼に応じる義務がないことは政府もこれまで明言してきました。2003年4月23日に開かれた衆議院個人情報の保護に関する特別委員会では、当時の石破防衛庁長官が、名簿提供について、私どもが依頼しても答える義務というのは必ずしもございません。私どもは依頼をしておるわけでございますし、そのことについては答えられないということであれば、それはそれで致し方ないということでございますなどと答弁しています。

このように、自治体から自衛隊への募集対象者の個人情報の提供が義務ではないこと

は、法規定や過去の政府答弁、文書などからも明らかだと思うんですが、いかがですか、町長。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 先ほど答弁申し上げましたように、求めに応じて町で適切に判断をしておるということでございます。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） あともう一点、自衛隊の任務が拡大してきているということをお願いしたいと思います。

自衛隊は、これまで災害派遣、治安維持、我が国の防衛という任務だったんですね。それが、1991年の国際緊急援助活動とか、国際平和協力活動、人道支援、それから在外邦人等保護措置とか、2007年ぐらいからは弾道ミサイル対処とか、その後サイバー防衛とか、米軍の部隊の武器等防護とか、物すごい自衛隊の任務が拡大してきているんですね。自衛隊法52条の規定では、自衛隊員をこのように定義しています。隊員は、我が国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、一致団結、厳正な規律を保持し、常に徳操を養い、人格を尊重し、心身を鍛え、技能を磨き、強い責任感を持って専心その職務の遂行に当たり、事に臨んでは危険を顧みず、身をもって責務の完遂に務め、もって国民の負託に応えることを期するものとするということで、これに加えて、自衛隊員は職務遂行の義務や、上官の命令に服従する義務も負っています。安保3文書に基づき、対中国などを念頭に、米軍と一体となった戦争体制づくりが進められる中、実際に戦争が起きた場合、その前方展開部隊として、危険を顧みず身をもって責務の完遂を求められるのは、最前線の戦場に行かされる自衛隊員です。

そういう自衛隊の任務拡大を踏まえて、慎重な判断を求めているいただきたいということをお願いします。それで、町長も除外申請の導入は検討すると言われました。これはぜひやってください。それも、周知ができないと皆さん町民は分からないわけで、対象者全員がこういうことがされていると、除外申請ができるんだということを通知なり周知なりをして、導入をしていただけたらと思います。お願いできますか、町長。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 先ほど答弁したとおり、検討いたします。

（13番鍋谷真由美君「以上で終わります」と呼ぶ）

○議長（谷 康男君） 2番高尾豊弘議員。

○2番（高尾豊弘君） 2番高尾です。私は3つ質問させていただきます。

観光産業の充実に向けた食の方策は。

コロナウイルス感染症が5類に移行し、観光客が戻り、島内の観光地もにぎわいを取り戻し始めています。旅行、観光の主な支出は、交通費、宿泊、食事があります。宿泊に関しては新たな企業が参入すると聞いており、明るい材料となっています。一方、食に関しては、観光案内所では、観光地等の案内より、食事ができることを聞かれることが圧倒的に多いと聞きました。満席で断るのが申し訳なくつらいという飲食店からの声があります。また、小豆島の食材に魅力を感じ、移住して飲食店開業を考えているプロの料理人が何人かおり、島内でも食に関しアイデアを持ち、チャレンジしたい方々がいると聞きました。

観光地にとって、食事ができる場所が少ないことは大きなマイナス点であり、今後充実する必要があると考えます。例えば、休業しているオリーブ公園内のカフェ等を活用し、地域おこし協力隊で料理人を募集し、食事の提供を行ってもらう。提供時間外には、小豆島の食材と料理等について活動していただくことも考えられます。地域おこし協力隊としてスタートすることで、小豆島で飲食店開業をしたいという移住希望者にとって、様々な不安を解消することができると考えます。一例ではありますが、このように新しいモデルをつくることで新たに食事ができる場所が増え、未来に向かって島内外の方々が自らチャレンジできる環境の整備を行ってはいかががでしょうか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 高尾議員から観光産業充実に向けた食の方策に関するご提案をいただきました。

先ほど、三木議員からもフードコート建設のご提案に対して答弁いたしましたように、食は観光振興を支える重要な要素と言っても過言ではなく、その土地でしか味わうことのできない食を通じて、旅の満足度は大きく左右されると思っております。議員ご指摘のとおり、観光地でありながら満足に食事ができないのは、コロナ収束後の誘客対策を講じる上で、また産業活性化の側面からも憂慮すべき状況にあると思っております。

ご提案の食に精通し、調理も担える地域おこし協力隊の募集については、食事難民と称される町の課題に対する有効な対策であると思ひますし、類似の制度として、地域活性化起業人、いわゆる企業人材派遣制度の活用、また行政と金融機関が連携して起業を後押しするローカル10,000など、様々な制度、手法の活用を検討してまいりたいと思っております。

2025年の大阪万博、瀬戸内国際芸術祭の同時開催まで約1年4か月となりましたが、私は常々若い世代が夢を持ってチャレンジできるまちづくりを掲げておりました、飲食業にチャレンジしたいという若者が町内にも少なからずおられますし、高尾議員ご指摘のとおり、移住希望者の中にも少なからずおられることを承知しております。小豆島の食材を使った食の充実にチャレンジするにはまたとないチャンスでもあり、小豆島の観光を再生する上でも欠かせない取り組みでありますので、町の既存施設の活用、民間あるいは官民連携による施設整備も含めて、積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 高尾議員。

○2番（高尾豊弘君） 町長から、観光再生には食の充実は欠かせないということで、積極的に取り組んでいくとの大変前向きな答弁をいただきました。

様々な制度、手法の活用が考えられるところですが、私が提案させていただいた地域おこし協力隊等による食事の提供、つまり飲食店を経営しているような事例があるようでしたらお伺いしたいのですが、いかがですか。

○議長（谷 康男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（相原隆幸君） 高尾議員のほうから今回ご提案いただいております、地域おこし協力隊が運営しているような飲食店という事例でございますけれども、描くイメージと若干もしかしたら異なるかもしれませんが、県内でさぬき市なんですけれども、具体的にピザ屋を運営している地域おこし協力隊を雇用しているという事例がございます、実は先般内容というか、ご本人も含めて状況を伺ってまいりました。手法としては、行政と地域おこし協力隊員の間一般社団法人を構えておまして、それがさぬき市津田地区まちづくり協議会という一般社団法人、ここが存在しておまして、主にこの社団法人が採用あるいは募集、そういったところも担っているというところでした。主に、津田の松原周辺、そこの海岸エリアの地域活性化をミッションとして、その社団法人は取り組んでいるようです。市としては、その社団法人に業務委託をして、地域おこしの、つまり国から交付税措置されます人件費については、市のほうから支給されているといった状況です。実際、その方はもう既に2年目を迎えておまして、聞くところによりますと、その経営状況も非常に順調だというふうに聞いております。

このスキームが必ずしも町のほうでうまく運用できるかどうか、これはちょっと定かではないんですけれども、町長からも答弁がございましたとおり、いろんな手法とか制度、こういったものを活用して導入に向けて検討してまいりたいと思いますので、ご理解賜りま

すようお願いいたします。以上です。

○議長（谷 康男君） 高尾議員。

○2番（高尾豊弘君） 様々な制度や手法を検討しながら、成功事例を参考にしながら取り組んでいただきたいと思います。

また、近年ガストロノミーという言葉があちこちで聞かれるようになりました。ジオガストロノミーツーリズムなど、様々な食に関するツーリズムも企画されていると聞きます。将来、ガストロノミー、美食の島へ向かい、未来の価値につながっていくことを願って、次の質問に移ります。

2つ目の質問です。

オリーブ剪定枝の今後の受入先は。

今年度から初めて実施している、池田港埋立地におけるオリーブ収穫時期に発生する剪定枝受入れ事業は、栽培者にとってとても好評である。そこで、毎年実施している春の剪定期の受入れも、引き続き池田港埋立地で実施できませんか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 高尾議員からオリーブ栽培における剪定枝の受入れに関するご質問をいただきました。

今年度、新規事業として、池田港埋立地の奥を整地し、収穫期の剪定枝の受入れを実施いたしました。オリーブの収穫期に剪定枝の受入れが必要となった背景としまして、作業の効率化や安全面、また木々の成長や成木化などに伴い、オリーブの枝を切りながら収穫を行うようになり、その剪定枝の処分に困っているというオリーブ栽培者の声を受けたことにございます。本事業により、オリーブ栽培者の負担を少し軽減することができたと思っております。また、受け入れた枝を粉砕機でチップにすることで、土の表面に敷くマルチング材として活用でき、またチップを堆肥化することで循環型農業にもつながり、小豆島のオリーブのさらなるイメージアップに貢献できると考えております。

ご質問にあります春の剪定期における剪定枝の受入れにつきましては、これまでオリーブ公園で実施をしておりますが、進入路の道幅が狭いことや、受入れ規模が限られてきていることなど課題がございます。また、春先は本来の剪定シーズンであることや、病害虫の発生を防ぐためにも特に剪定を推奨していることなどから、収穫期以上の多量の剪定枝が発生すると予想されます。つきましては、当面池田港埋立地で実施しながら、継続的に実施できる場所を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 高尾議員。

○2番（高尾豊弘君） 様々な問題があると思いますが、大人気で好評な施策でありますので、様々な問題があると思いますが、早期に解決し、実施できるよう願ひまして、次の質問に移ります。

町長の活動状況の報告は。

町長におかれては、町が抱える様々な問題解決のため奔走されていますが、行動や成果が町民にうまく伝わっていないように感じます。例えば、航路問題です。昨年12月議会にて、港の維持管理を行いながら、再開してくれる業者を待つと町長答弁がありました。業者がない以上、航路再開はもう少し我慢しなくてはいけないと感じます。住民からは、航路問題はどうなっているのか、経緯などを知りたいなど様々な声を聞きます。

そこで、これまでの町長の努力や経緯を総括し、今後の方針などを文章にし、広報紙等にて住民に知らせてみてはいかがでしょうか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 高尾議員から草壁高松航路問題の総括についてご質問をいただきました。

議員ご指摘のとおり、参入の意向を示す事業者がない以上、今はチャンスを待つしかないのが現状であります。また、羽田議員への答弁でも触れさせていただきましたが、内閣の答弁書が閣議決定されており、その中で、早期再開に向けては関係事業者等が必要な取り組みを進めていくことが重要であるとの見解が出ております。平たく申し上げれば、内海フェリー、四国フェリー等の航路事業者が取り組みを進めることが必要であって、今回の問題は、航路事業者の採算性をはじめとする経営問題が本質にあります。さらに、内閣答弁書では、指定区間制度についても触れられておりまして、小川議員からの質問では、指定区間の解釈、運用は、従来どおりに事業者の競争を制限する既存事業者保護の視点で行われていると、こう言われておるわけですが、答弁では、サービス基準に適合すれば一般旅客定期航路事業の許可を行っているんであって、既存事業者保護の指摘には当たらず、指定区間制度のあり方について検証し、再検討、再構築を行うことが必要とは考えていないとなっております。要は、私がこれまで申し上げてきたとおり、指定区間であっても参入も撤退も自由であり、指定区間制度の再検討をすることもないと明確に示されたところであります。

このように、今回国の公式な見解が閣議決定され、住民の皆様にも正確な情報をお伝えする機会が必要と感じておりますが、まずはこれまでの経緯等を総括し、住民の代表であ

る議会で議論する場を持っていただきたいと考えておりますので、議員各位のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 高尾議員。

○2番（高尾豊弘君） 小川淳也衆議院議員の質問に対する内閣の答弁書の内容では、これまで町長が答弁してきたことは事実であり、現実であったと理解しています。しかし、航路問題に対し町長が動かない、議会が議論する場を設けないなどと信じている方もいるように思います。町長は大いに動き、繰り返し答弁を行い、議会においても議論する場がありました。我々議員も住民に説明してきましたが、うまく伝わっていないことが残念に思います。

そのようなことを踏まえ、これまで町が行動してきたことや、これまでの経緯を総括し、公式文書にして議会に提出していただき、それを基に議論したいと考えますが、議会に提出していただくことは可能でしょうか。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 高尾議員からの再質問にお答えをいたします。

町長が申し上げましたとおり、これまでの経緯を一旦総括させていただきまして、それを一定の文書に取りまとめまして、まずは議会に何らかの形で報告し、議論する場を持っていただきたいと考えてございますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

なお、現在財政当局は12月が一番繁忙期でございまして、少しお時間を頂戴できればと考えてございます。以上です。

○議長（谷 康男君） 高尾議員。

○2番（高尾豊弘君） 分かりました。住民の代表である議会ですっきり議論していきたいと考えます。

また、小川淳也衆議院議員から、衆議院議長宛てに質問主意書が提出された質問書と答弁書が、衆議院のホームページで公開されています。その内容は、1番から12番の12項目の質問と答弁となっています。羽田議員への町長答弁では、主に6番、独占禁止法に当たって、私への町長答弁では主に9番、海上輸送法に基づく指定区間であると考えます。おさらいの意味も含め、我々議員も国の見解を認識し、住民に分かりやすく説明するため、1番から12番の質問と答弁を、簡潔に要点をかいつまんで説明していただきたいと思います。いかがですか。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 高尾議員からの内閣答弁書の要点につきまして、質

問、回答の順に沿ってお答えをさせていただきます。もし、答弁書を手元にお持ちでございましたら、それをご覧いただきながらお聞きいただければと存じます。

まず、1点目の質問は、独占禁止法第45条による報告に対する運用の実態・状況についてとなつてございますが、答弁としては、公正取引委員会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることなどから、これを明らかにすることは差し控えるとなつてございまして、また報告に係る事件については、公正取引委員会としては適切に対応していると回答されております。これは、言い換えれば運用の実態・状況を明らかにするという質問でございますが、公正取引委員会としては、これは事務に支障を及ぼすということで、明らかにすることは差し控えるんですけれども、報告に係る事件についてはきちんと対応してますよという内容でございます。

次に、2点目の質問は、内海フェリーの株式取得が独占禁止法第10条第1項の規定に違反するとの質問内容でございますが、これは羽田議員への答弁で申し上げたとおり、独占禁止法上の問題とすることは困難であると回答されてございます。

次に、3点目の質問は、公正取引委員会において法的に問題がないか調査を行うべきという質問内容でございますが、答弁としては、公正取引委員会として株式取得についての調査を行ったが、独占禁止法上の問題とすべき事実は認められなかったと回答されてございます。

次に、4点目の質問は、企業結合後であっても、独占禁止法第10条第1項の適用がされるかという質問内容でございますが、答弁としては、企業結合が既に行われた場合についても、独占禁止法第10条第1項の規定対象となるという回答がなされてございます。

次に、5点目の質問は、内海フェリーと国際両備フェリーの企業結合は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなり、何の措置も取らないのは、独占禁止法違反を奨励することにつながるという質問内容であります。答弁としては、2点目で申し上げたとおり、独占禁止法上の問題とすることは困難であると判断しており、措置を取らない事例には該当しないと回答されてございます。

次に、6点目の質問は、池田航路の増便許可等を行う際に、独占禁止法第10条に違反する可能性について、公正取引委員会の意見を聞き、地方公共団体等に対して、そのような法的論点があることを事前に指摘すべきという質問内容でございますが、答弁としては、海上運送法上のサービス基準に適合するかどうかを審査して、当該基準に適合すると判断したため変更の認可を行ったものであり、公正取引委員会等の意見を聞く等の対応は行っていないと回答されてございます。

次に、7点目の質問は、バス事業について、独占禁止法第10条の適用をしない特別の法律が制定されているのに、航路事業についてはそれがなされていないとの質問内容でございますが、答弁としては、独占禁止法は公正な競争を担保する重要な法律であり、法に例外を設ける業種については限定的にするべきであり、現時点では銀行業、乗合バス事業が考えられると回答されてございます。また、独占禁止法と交通政策との関係について、国の関係者間の連携、調整が不十分との質問内容に対しては、指摘には該当しないと回答され、今後とも関係法令に基づき、公正取引委員会と協議等を行ってまいりたいと回答されてございます。

次に、8点目の質問は、国土交通省が中心となって、関係者が連携と協働し協議を促進し、解決を目指すべきとの質問内容でございますが、答弁としては、交通政策基本法、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に関する助言を既に行っており、引き続き必要な対応を行ってまいりたいと回答されてございます。

次に、9点目の質問は、どうすることで指定区間の航路の早期再開が可能になるかとの質問内容でございますが、こちらは先ほど町長が答弁されたとおり、関係事業者等が——これは航路事業者のことを指しますが——関係事業者等が必要な取り組みを進めていくことが重要と回答されております。

次に、10点目の質問は、海上運送法上の指定区間の導入の目的を問うという質問内容でございますが、答弁としては、平成12年の海上運送法の改正により、需給調整規則の廃止を通じた規制緩和を行うことによって、事業者間の競争を促進するとともに、事業者の創意工夫を活かした多様なサービスの提供並びに事業の効率化及び活性化を図ることとしたが、需給調整規則の廃止後も輸送サービスを引き続き確保していくことを目的として、指定区間制度を創設したものであると回答されております。

次に、11点目の質問は、指定区間の解釈運用は、事業者間の競争を制限する既存事業者の保護の視点で行われており、指定区間制度のあり方について検証し、再検討、再構築を行うことが必要との質問内容でございますが、答弁としては、これも先ほど町長が答弁されたとおり、既存事業者保護には当たらないと回答されております。また、指定区間のあり方について検証し、再検討、再構築する考えはないと回答され、繰り返しになりますが、指定区間であっても参入も撤退も自由という回答がなされてございます。

最後に、12点目の質問は、海の交通政策の関係法律の全てを含めて、海の交通政策全般のあり方について検証し、再検討、再構築する必要があるという質問内容でございますが、

答弁としては、交通政策全般のあり方について検証し、再検討、再構築することは考えていないと回答され、船舶を含む輸送手段の安定的な確保に向けて必要な対応を行ってまいりたいとされてございます。以上が12項目の質問と答弁の内容でございます。

○議長（谷 康男君） 高尾議員。

○2番（高尾豊弘君） ありがとうございます。国も、民間事業者が自由に参入できるということですね。よく分かりました。

我々議員も、国の見解を分かりやすく説明できると思います。町においては、しっかりと港の維持管理や活性化を行っていただき、近い将来に航路参入事業者が現れることを願って、質問を終わります。

○議長（谷 康男君） これで一般質問を終わります。

暫時休憩。2時35分、再開します。

休憩 午後2時20分

再開 午後2時33分

○議長（谷 康男君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第4 報告第10号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め、和解することについて）

日程第5 報告第11号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め、和解することについて）

○議長（谷 康男君） 日程第4、報告第10号及び日程第5、報告第11号専決処分の報告については相関する案件でありますので、併せて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 報告第10号専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

公用車の接触事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

また、報告第11号も同様に、公用車の接触事故に係る専決処分について、同法の規定により議会に報告するものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明いたします。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（山口総一郎君） 上程議案集の3ページをお開きください。

報告第10号専決処分の報告についてです。

公用車の接触事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについての報告です。

次のページ、専決処分書をお開きください。

令和5年6月19日、草壁本町514番地11地先において発生した公用車の接触事故について、10月7日に和解いたしましたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

和解の相手方は町内個人で、項目2の和解の内容については、(1)にありますように、損害賠償金として20万1,730円を支払うことで合意いたしております。なお、賠償金の全額が町村会の保険で賄われております。

事故の概要ですが、職員が県道から左折する際、左折側の進入路が狭いため、反対車線に膨らんでから左折しようとしたところ、後続を走行していた車両が止まらず直進をしてきたため、職員の車両左前方と相手方の右側側面が接触したものでございます。

次に、5ページをお開きください。

報告第11号専決処分の報告についてです。

公用車の接触事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについての報告です。

次のページ、専決処分書をお開きください。

令和5年10月27日、安田甲1627番地1地先において発生した公用車の接触事故について、11月21日に和解いたしましたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

和解の相手方は町内個人で、項目2の和解の内容については、(1)にありますように、損害賠償金として5万8,830円を支払うことで合意いたしております。なお、賠償金の全額が町村会の保険で賄われております。

事故の概要ですが、職員が見通しの悪い三差路を進行中、右側から来た相手方車両と接触し、職員の車両右側面と、相手方の左前方部分が接触したものでございます。以上です。

○議長（谷 康男君） 以上で報告を終わります。

~~~~~

日程第6 議案第45号 小豆島町障害者グループホームの指定管理者の指定について

○議長（谷 康男君） 次、日程第6、議案第45号小豆島町障害者グループホームの指定管理の指定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第45号小豆島町障害者グループホームの指定管理者の指定に

ついて提案理由のご説明を申し上げます。

令和6年3月31日をもって指定期間が満了となる小豆島町障害者グループホームの指定管理者の指定につきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（中島有紀君） 議案第45号小豆島町障害者グループホームの指定管理者の指定につきましてご説明申し上げます。

上程議案集の7ページをお願いいたします。

先ほど町長からもご説明いたしましたが、地方自治法第244条の2第6項の規定により、障害者グループホームの指定管理者の指定につきまして、議会の議決を求めるものでございます。

小豆島町障害者グループホームは、障害者の地域社会での自立した生活を助長するとともに、日常生活を維持することが困難となった在宅の障害者に対して必要な保護を行うため、平成26年4月に二面地区に開設いたしました。指定管理者につきましては、開設当初から社会福祉法人ひまわり福祉会を指定して、管理運営を行っているところでございます。

このたび、指定期間が今年度末で満了することから、小豆島町障害者グループホーム条例第4条第2項の規定により、令和6年度以降の指定管理者について、引き続き当法人を指定しようとするものでございます。議決を求めます項目につきましては、1、公の施設の名称といたしまして小豆島町障害者グループホーム、2、指定管理者といたしまして、名称、社会福祉法人ひまわり福祉会、住所土庄町上庄463番地2、3、指定期間といたしまして、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とするものでございます。

なお、本件につきましては、11月24日に開催されましたグループホーム指定管理者選定審議会におきまして承認をいただいております。以上、簡単ではございますが説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第45号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第45号小豆島町障害者グループホームの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第7 議案第46号 小豆島町町営住宅再生可能エネルギー基金条例について

○議長（谷 康男君） 次、日程第7、議案第46号小豆島町町営住宅再生可能エネルギー基金条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第46号小豆島町町営住宅再生可能エネルギー基金条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、町営住宅に設置する太陽光発電設備により得られる売電益を積み立て、住宅政策の推進に要する経費の財源に充てる基金を設置するため、条例を整備するものでございます。

詳細につきましては、担当課長からご説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 住まい政策課長。

○住まい政策課長（真砂智規君） 議案第46号小豆島町町営住宅再生可能エネルギー基金条例についてご説明申し上げます。

上程議案集9ページをお開きください。

提案理由につきましては、先ほど町長から申し上げたとおりでございます。新たに建設する町営住宅に太陽光パネルを設置して、発電の上、売電し、町の住宅政策の推進に要する経費の財源に充てるため、本基金条例を新たに整備しようとするものでございます。

第1条の設置では、今申し上げた基金設置の趣旨を定め、第2条から第5条の積立て、管理、運用益の処理、処分につきましては、既存の特定目的基金同様に、地方自治法の規定に基づき、それぞれ定めようとするものでございます。

第6条は委任事項であり、附則として本条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。以上、簡単ではございますが議案第46号のご説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。



○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 売電益ってというのは、一体どれぐらいを見込まれているのでしょうか。分かれば教えてください。

○議長（谷 康男君） 住まい政策課長。

○住まい政策課長（真砂智規君） 天候にもよりますが、発電量的には、概算では年間16万円を見込んでおります。発電量のうち、更新住宅の浄化槽の受水槽のポンプの電力に使用する予定でございますので、10万円前後かというふうに考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、総務建設常任委員会へ付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第46号小豆島町町営住宅再生可能エネルギー基金条例については、総務建設常任委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

日程第8 議案第47号 小豆島町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例について

○議長（谷 康男君） 次、日程第8、議案第47号小豆島町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第47号小豆島町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、高度の専門性を備えた民間の人材の活用や、期間が限定される専門的なニーズへの効率的な対応をするため、一般職の職員について、任期を定めた採用及び給与の特例に関する事項を定めるため条例を整備するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（山口総一郎君） 上程議案集の11ページをお願いいたします。

議案第47号小豆島町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例についてです。

本条例につきましては、行政の高度化、専門化が進む中で、公務部内では得られにくい高度の専門性を備えた民間の人材を活用する必要性や、期間が限定される専門的なニーズへの効率的な対応の必要性が高まっていることから、一般職の職員について任期を定めた採用及び給与の特例に関する事項を定めるため、本条例を定めようとするものでございます。

第1条は法的根拠を定めるもので、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、条例を定める旨を規定するものでございます。

第2条第1項は、特定任期付職員を定めるものでございます。

同条第2項は、一般任期付職員を定めるものでございます。

第3条は、一定の期間に限られる業務に従事する職員を定めるものでございます。

第4条は、特定の条件により短時間勤務する職員を定めるものでございます。

第5条は、一般任期付職員の任期について、やむを得ない事情がある場合、任期を延長することを定めるものでございます。

第6条は、特定任期付職員及び一般任期付職員の任期について、5年を超えない範囲で更新できることを定めるものでございます。

第7条は、特定任期付職員の給与の特例について定めるもので、第1項は給料表、第4項は業績手当を支給できる旨を定めるものでございます。

第8条は、特定任期付職員の給与の適用除外について定めるもので、第1項は給料表、昇給、給料の調整額、管理職手当、扶養手当、住居手当、初任給調整手当、勤勉手当は適用除外である旨を定めるものでございます。

同条第2項は、管理職員に適用されない手当を定めるとともに、管理職員特別勤務手当、期末手当の支給率及び役職加算の読替規定を定めるものでございます。

同条第3項は、短時間勤務職員の給与に関する適用除外について定めるものでございます。

附則として、この条例は令和6年1月1日から施行することとしております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） この条例っていうのは一般的なんですか。例えば、近隣の自治体でこれを取り入れているところはあるのでしょうか。また、具体的にはどのような

な運用がされているのかお尋ねします。また、本町では具体的にどういうふうな、どうやって募集して、具体的にどういうふうにされるのかちょっとお尋ねしたいです。

それと、この給料というのはどうやって定めたのかお尋ねします。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（山口総一郎君） 今回の条例の条件につきましては、全国的に増えてきているのが実態です。と申しますのも、最近専門性を求める職員が必要になってくるということでこういう条例をつくったわけなんですけども、実際、特に今回この条例を上程させていただいた経緯につきましては、各課現場において、法的観点からの迅速な検討と対応が必要となる場面が今後ますます増えてくることが予想されると思っております。例えば、今回弁護士なんですけども、弁護士を採用しようと考えております。弁護士が職員として、身近に言えば、ちょっとした疑問でも日常業務の中で気軽に相談することができ、職員の問題を抱え込むこともなく、自信を持った対応が可能となると考えておりました。紛争に至る前や、その初期段階で問題を的確に把握し、早期の問題解決が期待できると思っております。

また、独自政策の企画とか立案、実行、運用の各場面において、法の専門家としての知識、経験を有効に活用することにより、行政運営の幅を広げることができると思っております。今回、特定任期付職員ということで弁護士を採用したいなと今考えております。採用方法なんですけども、日弁連というのがありまして、そちらのほうに登録しますと、全国におります弁護士さんが手を挙げていただければ、それで面接なりして、採用を決定するという運びになっております。

先ほども申しましたように、近隣自治体につきましても、高松市なんかは多分あると思うんですけども、最近増えているというのが実情でございます。

給与につきましては、これは全国的なというか、こういう基準がございますので、それを基に作成しております。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、総務建設常任委員会へ付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第47号小豆島町一般職の任期

付職員の採用及び給与の特例に関する条例については、総務建設常任委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

日程第 9 議案第 48 号 小豆島町職員の給与に関する条例及び小豆島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 10 議案第 49 号 小豆島町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 11 議案第 50 号 小豆島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（谷 康男君） 日程第9、議案第48号小豆島町職員の給与に関する条例及び小豆島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第11、議案第50号小豆島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてまでは関連する案件でありますので、併せて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第48号小豆島町職員の給与に関する条例及び小豆島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、人事院及び香川県人事委員会の報告と勧告の趣旨に基づき、国家公務員及び他の地方公共団体との均衡等を考慮し、本条例に所要の改正を行うものでございます。

また、議案第49号小豆島町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例及び議案第50号小豆島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についても、人事院勧告に基づき、他の地方公共団体との均衡等を考慮し、各条例に所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷 康男君） 日程第9、議案第48号小豆島町職員の給与に関する条例及び小豆島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての内容説明を求めます。総務課長。

○総務課長（山口総一郎君） 上程議案集の17ページをお願いいたします。

議案第48号小豆島町職員の給与に関する条例及び小豆島町会計年度職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてです。

本条例につきましては、人事院の令和5年8月7日付、職員の給与等に関する報告、勧告及び香川県人事委員会の令和5年10月5日付、職員の給与等に関する報告と勧告の趣旨に基づき、国家公務員や他の地方自治体の職員との均衡等を考慮し、小豆島町職員及び会計年度任用職員の給与について所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表によりご説明いたします。

第1の表では、医師の初任給調整手当を月額41万4,800円から41万5,600円に、次のページ、18ページですが、期末手当の乗率を100分の120から100分の5月分引き上げ、100分の125に改正を行うもので、12月支給分に適用となります。

なお、第3項は再任用職員についての読替規定で、100分の67.5から100分の2.5月分引き上げ、100分の70に改正を行います。

その下の勤勉手当につきましても、次のページ、100分の100から100分の5月分引き上げ100分の105に、2号の再任用職員についての読替規定で、100分の47.5から100分の2.5月分引き上げ、100分の50に改正を行います。

36ページ以降の第2の表において、令和6年度以降の支給について、6月及び12月の支給月数を同月とする改正も併せて行うこととしております。

施行日は公布の日から施行し、第1条第2の表及び第2条の改正部分につきましては令和6年4月1日から施行、第1の表につきましては令和5年12月1日から適用することといたしております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第48号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第48号小豆島町職員の給与に関する条例及び小豆島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正

する条例については、原案のとおり可決されました。

次、日程第10、議案第49号小豆島町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての内容説明を求めます。総務課長。

○総務課長（山口総一郎君） 上程議案集の45ページをお願いいたします。

議案第49号小豆島町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてです。

本条例も、先ほどの小豆島町職員の給与に関する条例及び小豆島町会計年度職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例と同様の改正で、期末手当の乗率を100分の147.5から100分の10月分引き上げ、100分の157.5に改正を行うもので、12月支給分に適用となります。

45ページ下段の第2の表において、令和6年度以降の支給について、6月及び12月の支給月数を同月とする改正も併せて行うこととしております。

施行日は公布の日から施行し、第2の表の改正部分につきましては令和6年4月1日から施行、第1の表につきましては令和5年12月1日から適用することといたしております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。13番鍋谷真由美議員。

○13番（鍋谷真由美君） 私は、議案第49号小豆島町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について反対の討論を行います。

長期に及ぶ光熱費や食料品などの株価高騰が続き、10月の実質賃金は前年比2.3%減少し、19か月連続のマイナスとなっており、暮らしや営業に大きな影響を与えています。このような厳しい状況の中で、もとより高い水準の特別職の期末手当を増額することは、住民の理解を得るのが難しいと考えます。以上のことから反対です。

○議長（谷 康男君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。1番大下淳議員。

○1番（大下 淳君） 私は、議案第49号に賛成の立場で討論いたします。

本条例につきましては、人事院勧告により、国の特別職の期末手当において0.1か月分増額改定をされることから、町の特別職の期末手当の支給率について、他の地方公共団体との均衡等を考慮し、所要の改正を行うものであり、賛成いたします。以上です。

○議長（谷 康男君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第49号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（谷 康男君） 起立多数です。よって、議案第49号小豆島町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

次、日程第11、議案第50号小豆島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての内容説明を求めます。総務課長。

○総務課長（山口総一郎君） 47ページをお願いいたします。

議案第50号小豆島町議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてです。

本条例も、先ほどの小豆島町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例と同様の改正で、期末手当の乗率を100分の147.5から100分の10月分引き上げ、100分の157.5に改正を行うもので、12月支給分に適用となります。

47ページ下段の第2の表において、令和6年度以降の支給について、6月及び12月の支給月数を同月とする改正も併せて行うこととしております。

施行日は公布の日から施行し、第2の表の改正部分につきましては令和6年4月1日から施行、第1の表につきましては令和5年12月1日から適用することといたしております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） ちょっと聞いた話なんですけど、土庄町では、議員のこの条例改正については、議員の中で相談をして決めてくださいということで、町から言われて相談をしているというようなことをちらっと聞いたんですが、そういうことにはならないんですか。町が提案をするんですか。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（山口総一郎君） その件につきましては、私も土庄町がどういうふうなやり方をやってるのか存じませんで、今のところはそういうことはちょっと考えてなかった

んですけども。答えになりますでしょうか。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 私も全部調べたわけじゃないんですけど、議員提案で出しているところもあるんじゃないかと思います。また、ちょっと調べていただいたらと思います。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。13番鍋谷真由美議員。

○13番（鍋谷真由美君） 私は、議案第50号に反対の立場で討論を行います。

理由は、先ほどの物価高騰の中、町民の理解が難しいのではないかとということと、公務員の給料というのは生計費ですが、一般公務員においてはその数字を引き上げることは必要であり、物価高騰だからこそ上げるべきだと思いますが、議員の場合はそこが少し違うのかなというふうに思っています。以上です。

○議長（谷 康男君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。1番大下淳議員。

○1番（大下 淳君） 私は、議案第50号について賛成の立場で討論いたします。

本条例につきましても、人事院勧告により、国会議員の期末手当において0.1か月分増額改定されることから、町議会議員の期末手当の支給率について、他の地方公共団体との均衡等を考慮し、必要な改正を行うものでありますので賛成いたします。以上です。

○議長（谷 康男君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第50号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（谷 康男君） 起立多数です。よって、議案第50号小豆島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

~~~~~


日程第12 議案第51号 小豆島町手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（谷 康男君） 次、日程第12、議案第51号小豆島町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第51号小豆島町手数料条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、戸籍法の改正により新たに広域交付による戸籍謄本等の交付事務が追加になることから、本条例に所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷 康男君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野 努君） 議案第51号小豆島町手数料条例の一部を改正する条例について提案理由をご説明申し上げます。

上程議案集の49ページをお願いいたします。

令和元年に成立した戸籍法の一部を改正する法律の附則第1条第5号が、令和6年3月1日に施行されることに伴いまして、新たに広域交付による戸籍謄本等の交付事務や、届書等情報内容証明書の交付及び届書等情報の閲覧を行うことができるようになります。いずれも現在行っている事務に追加されるものであり、手数料の金額については変更はありません。この法律の施行によりまして、本籍地以外であっても、市区町村の窓口に行くとにより、自らや父母等の戸籍謄本の交付を受けることが可能となります。

改正する内容は、手数料条例の別表の改正になります。改正後の欄の別表をご覧ください。

1段目の下線を引いている第120条の2第1項というのが、戸籍謄本の広域交付のことです。

次のページの2段目におきまして、下線を引いている部分が除籍謄本の広域交付のことを記載しておりまして、それぞれ追加させていただいております。

また、その下の3段目で下線を引いている120条の6第1項というのが、戸籍の届書等情報内容証明書を交付できるようになるということで、次のページの4段目につきましても、3段目と同じように、届書等の情報を閲覧することができるようになることから、追加するものでございます。以上、簡単ではございますが説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第51号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号小豆島町手数料条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第13 議案第52号 小豆島オリーブ公園条例の一部を改正する条例について

○議長（谷 康男君） 次、日程第13、議案第52号小豆島オリーブ公園条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第52号小豆島オリーブ公園条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、小豆島オリーブ公園内のテニスコートの老朽化に伴い、関連施設の利用を廃止するため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） オリーブ課長。

○オリーブ課長（平野明子君） 議案第52号小豆島オリーブ公園条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

上程議案集の52、53ページをお願いいたします。

小豆島オリーブ公園内にございますテニスコート4面につきましては、平成元年の供用開始以来34年が経過し、経年劣化により傷みが激しくなっております。コートによりましては、ひび割れなどにより転倒の危険性もある状態でございますことから、オリーブ公園内のテニスコートについて、廃止をすることも含めて模索をしておりました。そのような中、新たな活用方法として、民間事業者による新規事業の候補地として提案がございました。つきましては、テニスコート及びテニスコートハウス施設を廃止するものでございます。

条例改正の内容につきましては、53ページの新旧対照表をご覧ください。

右側、改正前の別表第1、第2条名称及び位置関係の表の中から、下線部、テニスコート及びテニスコートハウスにつきまして、それぞれ名称と位置を削除し、左側、改正後の表とするものでございます。また、別表第2、第10条利用料金関係の表の中から、下線部分、テニスコート（全天候型）、夜間照明施設、ミーティングルームにつきまして、それぞれ区分、単位、金額、備考欄を削除し、左側、改正後の表とするものでございます。

なお、附則としまして、この条例は令和6年1月1日から施行することとしております。以上、簡単ではございますがご説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） テニスコートは、もう全然使っていなかったということでしょうか。いつ頃から使用していなかったか、お願いします。

○議長（谷 康男君） オリーブ課長。

○オリーブ課長（平野明子君） 現在、定期的に利用している団体様が4組ほどございます。ただ、コートの状態が悪い上でお使いいただいております、いつけがするかというおそれもありながらされておるところでございます。以上です。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） じゃ、その人たちとはお話しはできているのでしょうか。

○議長（谷 康男君） オリーブ課長。

○オリーブ課長（平野明子君） 現在の4組の方につきましては、こちらのほうからご説明に上がりまして、説明は終えているところでございます。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、総務建設常任委員会へ付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第52号小豆島オリーブ公園条例の一部を改正する条例については、総務建設常任委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

日程第14 議案第53号 小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（谷 康男君） 次、日程第14、議案第53号小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第53号小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、香川県下の保険料水準の統一に向け、被保険者及び保険給付の標準化を図るため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（中島有紀君） 議案第53号小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

上程議案集の55ページをお願いいたします。

今回の改正は、町長からご説明いたしましたとおり、香川県下の保険料水準統一化に向けて、被保険者及び保険給付の取扱いを香川県下で標準化するため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表によりご説明いたします。

第3条の2は、被保険者とし不在者についての規定を追加するものでございます。児童福祉施設等に入所している児童であつて、扶養義務者のいない者につきましては、児童福祉法第27条第1項第3号に規定する措置の対象となり、医療費が公費負担となることから、国民健康保険被保険者の適用除外とするものでございます。

次に、第6条につきましては、被保険者が死亡した場合の葬祭費の額につきまして、5万円としていたものを3万円に変更するものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行し、この条例の施行日前に死亡した被保険者に係る葬祭費の額については、なお従前の例によるものとなります。以上、簡単ではございますが説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第53号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第53号小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第15 議案第54号 小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（谷 康男君） 次、日程第15、議案第54号小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第54号小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、地方税法等の改正により、令和6年1月以降の国民健康保険税について、出産被保険者に係る免除措置が導入されたため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（中島有紀君） 議案第54号小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

上程議案集の58ページをお願いいたします。

今回の改正は、地方税法の改正により、令和6年1月以降に出産予定である被保険者の国民健康保険税を減免する措置が導入されることから、所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表によりご説明いたします。

第23条第3項につきましては、出産被保険者の国民健康保険税を減額する規定を追加するものでございます。納税義務者の世帯に出産被保険者が属する場合、第1号から第6号までに定める基礎課税額、後期高齢者支援金等及び介護納付金の所得割、均等割額について

て、それぞれ算定額の12分の1の額に、出産予定日または出産日が属する月の前月から翌々月までの間で、当該年度に属する月数を乗じた額を減額するものでございます。

次に、60ページをお願いいたします。

第23条の2第2項第1号につきましては、減免申請書に記載する事項について個人番号を追加するものでございます。

次の24条の3は、出産被保険者に係る届出についての規定を追加するもので、第1項から第3項は届出の具体的な内容について規定しており、第4項につきましては、届書の内容が確認できる場合、届出を省略させることができると規定するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和6年1月1日から施行し、この条例による改正後の小豆島町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち、令和6年1月以降の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち、12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとしてさせていただきます。以上、簡単ではございますが説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第54号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第54号小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第16 議案第55号 小豆島町辺地総合整備計画の変更について

○議長（谷 康男君） 次、日程第16、議案第55号小豆島町辺地総合整備計画の変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○議長（谷 康男君） 議案第55号小豆島町辺地総合整備計画の変更について提案理由の

ご説明を申し上げます。

本案は、財政上の特別措置等を受けるため、辺地総合整備計画の変更を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 議案第55号小豆島町辺地総合整備計画の変更についてご説明申し上げます。

上程議案集の64ページをお開き願います。

本件につきましては、小豆島町における辺地を整備するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本定例会では、公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置であります辺地対策事業債を借り入れるために、安田、苗羽の2つの辺地において計画を変更するものでございます。

辺地計画ごとにご説明申し上げます。68ページをお開き願います。68ページでございます。

安田辺地の計画変更でございます。表3、公共的施設の整備計画の4行目でございますが、橋梁長寿命化事業を追加するものであります。具体的には、内海大橋及び馬木都市下水路6号橋の補修工事に向けて実施設計を委託する事業を追加するものであります。事業費の内訳は、内海大橋が850万円、馬木都市下水路6号橋が530万円を予定しており、馬木都市下水路6号橋につきましては、苗羽辺地になりますが、安田辺地に一括計上しております。財源内訳として、国費が66%補助の910万8千円、一般財源469万2千円のうち、辺地対策事業債の予定額を460万円にするものでございます。以上、簡単ではございますが辺地計画の変更につきましてのご説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第55号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号小豆島町辺地総合整備計画の変更については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第17 議案第56号 香川縣市町総合事務組合理約の一部変更について

○議長（谷 康男君） 次、日程第17、議案第56号香川縣市町総合事務組合理約の一部変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第56号香川縣市町総合事務組合理約の一部変更について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、構成団体として規定されている財産区について、地方自治法第286条第1項の規定により、香川縣市町総合事務組合理約の変更に係る関係地方公共団体の協議が必要となったことから、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細については、担当課長から説明しますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（山口総一郎君） 上程議案集の71ページをお願いいたします。

議案第56号香川縣市町総合事務組合理約の一部変更についてです。

香川縣市町総合事務組合理約に構成団体として規定されている財産区について、総務省より構成団体となれない旨の指摘があったことから、地方自治法第286条第1項の規定により、本町をはじめ関係市町との協議が必要なことから、同法第290条の規定に基づき、小豆島町議会の議決を求めるものでございます。

新旧対照表の72ページ以降にありますように、香川県下の全ての財産区につきまして、香川縣市町総合事務組合の構成団体となっている旨の記載がありますが、地方自治法第284条第2項において、普通公共団体及び特別区が一部事務組合の構成団体となる旨規定されており、財産区においては規定がなされていないため、構成団体にはなれないこととなっております。よって、香川県下の財産区を削除するものでございます。

現在、香川縣市町総合事務組合で、財産区の議会議員などの非常勤職員に係る公務災害補償の事務を共同処理しておりますが、財産区が規約に規定する構成団体でなくなって



も、財産区の属する市町が構成団体であることで、財産区の当該事務を引き続き香川縣市町総合事務組合で共同処理することはできますので、特に影響はございません。

附則といたしまして、この規約は香川県知事の許可のあった日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第56号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第56号香川縣市町総合事務組合規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第18 議案第57号小豆島町坂手財産区議会議決事項の一部変更について

○議長（谷 康男君） 次、日程第18、議案第57号小豆島町坂手財産区議会議決事項の一部変更についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第57号小豆島町坂手財産区議会議決事項の一部変更について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、小豆島町坂手財産区議会が令和5年4月5日をもって廃止されたことに伴い、第1回小豆島町坂手財産区議会定例会で議決を得た財産の処分を変更することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（山口総一郎君） 上程議案集の78ページをお願いいたします。

議案第57号小豆島町坂手財産区議会議決事項の一部変更についてです。

本件につきましては、令和5年3月28日の第1回小豆島町坂手財産区議会定例会でご議決いただいた小豆島町坂手財産区有財産の処分を変更することについて、議会の議決を求

めるものでございます。

1の処分しようとする財産の土地7筆ですが、これらの土地はもともと坂手村名義の土地であり、坂手財産区が貸付けを行い、坂手地区の振興に寄与してきた土地でございます。今回の坂手財産区の廃止に伴い、財産処分を地元と協議してきた結果、坂手自治会に無償譲渡を行い、引き続き坂手地区の振興に活用することが地元住民の福祉の増進につながることから、坂手自治会への無償譲渡へ財産処分の変更を行うものでございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第57号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号小豆島町坂手財産区議会議決事項の一部変更については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第19 議案第58号 令和5年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）

日程第20 議案第59号 令和5年度小豆島町坂手財産区会計補正予算（第1号）

○議長（谷 康男君） 次、日程第19、議案第58号令和5年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）及び日程第20、議案第59号令和5年度小豆島町坂手財産区会計補正予算（第1号）は関連する案件ですので、併せて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第58号令和5年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）について提案理由のご説明を申し上げます。

一般会計において追加補正をお願いいたします額は2億7,277万4千円でございます。補正の内容といたしましては、議会費297万7千円、総務費1億3,868万8千円、民生費2,029万3千円、衛生費8,699万1千円、労働費4千円、農林水産業費235万円、商工費1,020万4千円、土木費2,341万5千円、消防費34万円、教育費1,621万8千円の減額、災害復旧費373万円となっております。

詳細につきましては、担当課長から説明いたします。

また、議案第59号小豆島町坂手財産区会計補正予算（第1号）につきましても、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 日程第19、議案第58号令和5年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）の内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 議案第58号令和5年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

上程議案集の80ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億7,277万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ132億3,928万3千円とするものであります。

第2条は、地方債の補正であります。

84ページの第2表地方債補正をご覧ください。

まず、追加でございますが、香川県広域水道企業団出資金として、限度額を7,710万円にするものでございます。本出資金につきましては、水道企業団が国庫補助金を受けて令和5年度に実施する配水管更新工事等14件につきまして、繰り出し基準である3分の1の町負担7,713万4千円について出資債を活用するものでございます。現時点での国庫補助事業費は、2億3,140万2千円が予定されております。なお、出資債に対する後年度の交付税算入率は60%でございます。

次に、農地等災害復旧事業として限度額を110万円にするものであります。これは、8月の台風7号により被災した赤坂地区の岡農地と、馬木地区の寒風農道の災害復旧工事の財源として発行するもので、後年度の交付税算入率は95%でございます。

次に、変更でございますが、橋梁改良事業につきましては、先ほど議案第55号辺地総合整備計画の変更で申し上げたとおりでございます。

続きまして、補正予算の内容をご説明申し上げます。

別冊の令和5年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）説明書の10ページ、11ページをお開き願います。10ページ、11ページでございます。

なお、歳入予算につきましては、歳出予算の財源内訳として、歳出に併せてご説明申し上げます。

初めに、今回の補正予算につきましては、例年どおり人件費の補正が含まれております。人件費につきましては、当初予算措置後の人事異動等の要因、あるいは育休、病休、

年度途中の退職、人事院勧告などによって補正の必要が生じておりますが、その概要を冒頭に一括して申し上げ、科目ごとの説明は省略させていただきたいと存じます。

まず、人件費の概要でございますが、正規職員に係るものが全体でマイナス3,534万4千円の減、会計年度任用職員に係るものが全体でマイナス96万円の減となっており、人件費トータルではマイナス3,630万4千円の減でございます。正規職員の人件費の減につきましては、育休8名、病休4名、年度途中の退職2名の発生と、職員の定年延長による退職手当組合負担金率が19%から10%に減となったことが主な要因でございます。

また、本年度の人事院勧告による給与改定の内容を申し上げますと、月例給は平均で3,869円の増、期末勤勉手当は0.10月分の引上げとなっており、給料改定影響額は433万1千円、期末勤勉手当の影響額は521万6千円となっております。

また、会計年度任用職員につきましては、人員補充のため、当初予算に計上しておりました保育士等の確保ができなかったことが減額の主な要因でございます。

それでは、人件費以外の補正の内容をご説明いたします。

まず、ページの真ん中になります2款総務費、1項4目財政管理費、12節委託料104万5千円につきましては、毎年度作成、公表し、総務省へ報告義務があります地方公会計財務書類につきましては、これまではおおむね職員が作成しておりましたが、職員のマンパワーが不足し、働き方改革を推進するため、作成業務の一部を税理士法人へ委託する費用を計上したもので、財源は一般財源でございます。

次に、下から2行目、13目防災諸費、18節負担金補助及び交付金50万円につきましては、6月議会でご議決を賜りました防犯灯のLED化に対する補助金につきましては、自治会から予算を超える要望が出ていることから、今回20基分の追加を計上したもので、財源はふるさとづくり基金であります。

次に、ページ一番下、21目住民税非課税世帯物価高騰重点支援給付金事業費、3節職員手当等20万円から、ページをめくっていただき、13ページの上から4行目、18節負担金補助及び交付金1億6,100万円は、物価高騰の影響が大きい住民税非課税世帯を支援するため、1世帯当たり7万円を給付する費用と事務費を計上したもので、対象世帯数は2,300世帯を見込んでおり、財源は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金であります。なお、給付に当たってはプッシュ型を予定しておりまして、補正予算成立後、直ちに給付に係る事務を開始したいと考えてございます。

次に、12ページの中ほど、3項1目戸籍住民基本台帳費、12節委託料473万円につきましては、法改正により住民票の氏名に振り仮名を追加する必要が生じたことから、電算シ

システムの改修委託料を計上したもので、財源は全額国庫支出金であります。

次に、ページをめくっていただき、14ページの上から2行目、7目社会福祉施設費、17節備品購入費31万5千円につきましては、橘会館デイサービスルームに設置しておりますAEDの更新費用を計上したもので、財源は一般財源であります。

次に、8目地域包括ケア推進費、18節負担金補助及び交付金1,518万円につきましては、物価の高騰により厳しい経営環境にあり、社会保障制度上、物価高騰の価格転嫁が困難な病院、診療所、介護サービス事業所等を支援するため補助金を交付するもので、補助の仕組みにつきましては、入院または入所系の事業所にあつては、基礎額5万円と、1ベッド当たり1万円を加算した額を補助し、その他の事業所については定額の10万円を補助するもので、財源は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金であります。

次に、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、19節扶助費247万9千円につきましては、インフルエンザ等の流行により子ども医療費が増加し、予算が不足する見込みであることから増額をお願いするもので、財源は県支出金と一般財源であります。なお、本年度から、県費補助対象年齢が小学校就学前から小学校3年生まで引き上げられております。

次に、4款衛生費、1項1目保健衛生総務費、18節負担金補助及び交付金69万円につきましては、小豆島中央病院におけるセミオープンシステムによる出産費用補助金を計上したものでございます。具体的には、3名を想定対象者とし、出産のための滞在費21万円と、日用品、食費等を支援する準備金2万円を計上いたしております。なお、詳細につきましては、議会運営委員会後にご説明したとおりでございます。また、財源はふるさとづくり基金であります。

次に、ページをめくっていただきまして、16ページの中ほどより少し上になります。

2項清掃費、2目塵芥処理費、22節償還金利子及び割引料1,202万6千円につきましては、徳本地区の一般廃棄物最終処分場整備事業について、会計検査院の検査の結果、フェンス、門扉、構内道路等が国庫補助対象事業から外れることになったため、循環型社会形成推進交付金を返還するもので、財源は一般財源であります。

次に、ページの中ほどより少し下になります。

3項水道費、1目上水道費、23節投資及び出資金7,713万4千円につきましては、地方債補正で申し上げたとおり、水道企業団が国庫補助金を受けて令和5年度に実施する配水管更新工事等14件につきましては、繰り出し基準である3分の1の町負担分を出資するものでございます。

次に、ページをめくっていただき、18ページの中ほどより少し下になります。

6 款農林水産業費、2 項林業費、1 目林業振興費、11 節役務費 8 万 2 千円につきましては、ナラ枯れ防除システムのデータ編集に対する手数料を計上したもので、12 節委託料 67 万 4 千円につきましては、ナラ枯れ防除委託料の事業単価が上昇することから補正をお願いするもので、財源は県支出金と一般財源であります。

次に、ページをめくっていただき、20 ページの中ほどになります。

8 款土木費、2 項道路橋梁費、2 目道路橋梁維持費、12 節委託料 1,380 万円につきましては、地方債補正で申し上げたとおり、内海大橋と馬木都市下水路 6 号橋の補修に向けて実施設計業務を委託するもので、財源は国庫支出金、地方債一般財源であります。

次に、その下、4 項港湾費、1 目港湾管理費、14 節工事請負費 550 万円につきましては、池田港の駐車場が不足していることに対応するため、緑地の一部を舗装、線引きするための費用を計上したものであります。なお、今回の整備によりまして約 40 台を確保し、財源はふるさとづくり基金でございます。

次に、ページをめくっていただき、22 ページの一番上、9 款消防費、1 項 3 目消防施設費、10 節需用費 34 万円につきましては、吉野地区防火水槽が長年の土砂流入により現在使用ができなくなっていることから、土砂の浚渫と処分に要する運搬費等を計上したもので、財源は一般財源でございます。なお、現在は蓋がない状態になっていることから、令和 6 年度以降に蓋かけ工事を予定してございます。

次に、その下、10 款教育費、1 項 2 目事務局費、10 節需用費 84 万 7 千円につきましては、西村地区にあります教員住宅 3 室が老朽化により傷みが生じていることから、畳、ふすま、壁紙等の取替え修繕を実施するもので、財源はふるさとづくり基金であります。

次に、2 項小学校費、1 目学校管理費、10 節需用費 101 万 3 千円につきましては、4 小学校のネットワーク機器修繕に 38 万 1 千円、苗羽小学校の玄関アルミサッシ取替えに 31 万 8 千円、同じく苗羽小学校 1 年生教室の床修繕に 31 万 4 千円をそれぞれ計上したもので、財源はふるさとづくり基金であります。

次に、2 目教育振興費、18 節負担金補助及び交付金 2 万 5 千円につきましては、苗羽小学校音楽部へ 4 件の寄付があったことから、同額を学校振興補助金として補助するものでございます。

また、その下の 21 節補償補填及び賠償金 13 万 5 千円につきましては、池田小学校が 10 月 27 日、28 日に近畿方面へ修学旅行に行く予定でございましたが、インフルエンザの流行により延期となったことから宿泊料等のキャンセル料を計上したもので、財源は一般財源であります。なお、11 月 24 日、25 日に同じコースで催行できたことを申し添えます。

次に、ページの一番下でございます。

3項中学校費、2目教育振興費、18節負担金補助及び交付金200万円につきましては、町内の法人1件、個人1件から中学校野球部への寄付があったことから、同額を学校振興補助金として補助するものであります。

次に、ページをめくっていただき、24ページの上から3行目、4項就学前教育費、2目幼稚園費、10節需用費33万8千円につきましては、星城幼稚園の絵本の部屋に設置しておりますエアコンの取替えに17万円、苗羽幼稚園浄化槽ポンプの取替えに16万8千円をそれぞれ計上したもので、財源はふるさとづくり基金であります。

次に、ページをめくっていただき、26ページの下になります。

11款災害復旧費、1項1目農地等災害復旧費、14節工事請負費373万円につきましては、地方債補正で申し上げたとおり、8月の台風7号により被災した赤坂地区の岡農地復旧工事費123万7千円と、馬木地区の寒風農道復旧工事費249万3千円をそれぞれ計上したもので、財源は受益者負担金、県支出金、地方債一般財源でございます。以上で議案第58号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） ちょっとページは分からないんですけど、税理士法人に委託ということで、それはどこなんですか。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 税理士法人につきましては、高松にございます三和会計事務所でございます。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第58号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第58号令和5年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）は、原案どおり可決されました。

次、日程第20、議案第59号令和5年度小豆島町坂手財産区会計補正予算（第1号）の内容を説明を求めます。総務課長。

○総務課長（山口総一郎君） 上程議案集の85ページをお願いいたします。

議案第59号令和5年度小豆島町坂手財産区会計補正予算についてです。

歳出予算の補正でございます。歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、次のページ86ページの第1表のとおりでございますが、補正額全体は0円となっております。

詳細につきましては、補正説明書にてご説明いたします。坂手財産区会計補正予算（第1号）説明書の4ページをお開きください。

この12月中に清算できる見込みが立ったことにより、不要となった各費目の減額を行うとともに、一番下の4款と、次のページ、1項1目財産区剰余金処分費、27節繰出金、当初6千万円計上していましたが財産区会計繰出金の増額分285万5千円の補正計上をさせていただいております。以上をもって清算終了と進めていきたいと思っております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第59号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第59号令和5年度小豆島町坂手財産区会計補正予算（第1号）は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第21 選挙第2号 伝法川防災溜池事業組合議会議員の選挙について

○議長（谷 康男君） 次、日程第21、選挙第2号伝法川防災溜池事業組合議会議員の選挙についてを議題とします。

内容については、お手元に配付のとおりであります。

事務局長に朗読させます。事務局長。

○議会事務局長（森 貞二君） 諸般の報告及び議会審議案件集の25ページをお願いいたします。

選挙第2号でございます。

伝法川防災溜池事業組合議会議員の選挙について。

伝法川防災溜池事業組合規約第5条第2項第2号の規定に基づき、組合議会議員の選挙を行う。令和5年12月8日提出。小豆島町議会議長。

次のページをお願いいたします。

現在、組合議会議員でございますけれども、小豆島町から3名の方が選出されております。うち、表にあります一番下、井口平治氏におきましては、任期が令和5年12月19日までとなっておりますので、今回1名の選出を行うものでございます。以上でございます。

○議長（谷 康男君） 本件につきましては、去る11月15日、伝法川防災溜池事業組合から、同組合規約第5条第2項第2号の規定により、組合議会議員1名の選出辞令があったものであります。

したがいまして、これより伝法川防災溜池事業組合議会議員1名の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

それでは、伝法川防災溜池事業組合議会議員に船波禎輔氏を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました船波禎輔氏を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました船波禎輔氏

が伝法川溜池事業組合議会議員の当選人と決定しました。

以上で本日の日程は終了しました。

本日、委員会に付託した議案の審査報告は、明日の本会議にお願いします。

以上で本日の日程を終了しましたので、議会を閉じます。

明日は午後 1 時から議会を開きます。

本日はこれをもって散会します。ご苦労さまでした。

散会 午後 3 時54分